

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このような考え方を踏まえ、以下の目標を達成する。</p> <p>(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し</p> <p>ア 救済制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度運営の透明化を図ること。</p> <p>イ 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。</p> <p>(2) 救済制度周知のための広報活動の積極的実施</p> <p>救済制度を幅広く国民に周知すること。</p>	<p>第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置～PMDAの使命である審査・安全・救済のセイフティ・トライアングルの推進に全力を傾注する～</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>健康被害救済給付業務は、審査及び安全対策の適正な遂行に資する、セイフティ・トライアングルの一角を担う我が国独自の制度であり、これを一層推進していくためには、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）について、より多くの方々に周知し、適切に運用するとともに、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行っていくことが必要であることから以下の措置をとることとする。</p> <p>(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し</p> <p>ア 給付事例等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、引き続き給付実態の理解と救済制度の周知を図る。 <p>イ 制度に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供の内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。 <p>(2) 救済制度周知のための広報活動の積極的展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救済制度について、効果的な広報を検討し、積極的に実施する。 ・ホームページや新聞広報等の媒体を活用し、より多くの方に、引き続き救済制度の周知を図る。 	<p>第2 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 健康被害救済給付業務</p> <p>(1) 救済制度に関する情報提供の拡充及び見直し</p> <p>ア 給付事例等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、給付実態の理解と救済制度の周知を図る。 なお、公表に当たっては、個人情報に配慮して行うものとする。 <p>イ 制度に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、請求手引きについては、患者や医師等にとって、使いやすく、かつ、分かりやすくした内容に改善する。また、インターネットを通じた情報提供の実施方法についても、同様の観点から、見直しをする。 ・請求書の書式等のダウンロードサイトについて、患者や医師等にとって、より使いやすく、かつ、分かりやすくした内容に改善する。 <p>(2) 救済制度周知のための広報活動の積極的展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救済制度について、広告会社、外部コンサルタント等を活用するなど、効果的な広報を検討し、実施する。 ・ホームページ、新聞、パンフレット等の媒体を活用し、より多くの方に対し、救済制度の周知を図る。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 相談窓口の拡充</p> <p>相談窓口を拡充し、救済制度の給付手続きに関する相談を広く受け付ける体制を充実させること。</p>	<p>・国民、医療関係者及び製造販売業者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知徹底をはじめとした既存の施策を推進するとともに、次のことを重点的に実施することにより、中期目標期間終了時までに認知度を向上させる。なお、認知度調査については、毎年度実施することとし、その成果についても検証を行う。</p> <p>①患者への周知徹底を図るため、葉袋等を利用した広報を推進する。</p> <p>②医療関係者への周知徹底を図るため、臨床研修医、薬学部及び看護師養成施設に在学中の学生等に対する広報を推進する。</p> <p>③医薬情報担当者(MR)への周知徹底を図るため、MR教育研修の場を活用した広報を推進する。</p> <p>④中学校等で行われる医薬品の教育に関し、教材として活用可能な資料の提供支援等を通じた制度周知に努める。</p> <p>(3) 相談窓口の円滑な運営確保</p> <p>・相談窓口専任の職員を配置し、制度利用に関する相談や副作用給付や感染給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を確保する。</p>	<p>・国民、医療関係者及び製造販売業者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知徹底をはじめとした既存の施策を推進するとともに、次のことを重点的に実施する。なお、実施に当たっては、認知度調査を行った上で、広報計画を作成し効果的な広報を実施する。</p> <p>①患者への周知徹底を図るため、葉袋等を利用した広報を実施するに当たり、日本薬剤師会等に協力を求め、また、他の効果的な方策を検討する。</p> <p>②医療関係者への周知徹底を図るため、臨床研修医並びに薬学部及び看護師養成施設に在学中の学生等に対する広報の教材の改善を行うとともに、他の効果的な方策を検討する。</p> <p>③医薬情報担当者(MR)への周知徹底を図るため、MR教育研修の場を活用した広報を実施するに当たり、関係団体等に対して協力を求め、研修方法や教材の制作を検討する。</p> <p>④中学校等で行われる医薬品の教育に関し、関係機関等に対して協力を求め、教材として活用可能な資料の提供支援や制度周知の方策を検討する。</p> <p>(3) 相談窓口の円滑な運営確保</p> <p>・相談窓口専任の職員を配置し、制度に関する相談や副作用・感染救済給付手続きに関する相談を専門に受け付ける体制を確保する。また、相談マニュアルは、使いやすく、かつ分かりやすくした内容に改善する</p>	

評価項目	【評価項目6 救済制度の情報提供、相談体制の充実】	自己評定	評価	評定
	<p>評価の視点等 (現行)</p> <p>【数値目標】</p> <p>○ホームページのアクセス件数を中期目標終了時までに、15年度比で20%程度増加させること。</p> <p>○相談窓口における年間相談件数を中期目標終了時までに、15年度比で20%程度増加させること。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○ホームページ等において給付事例、業務統計等が公表されているか。</p> <p>○ホームページへのアクセス件数について中期計画に掲げる目標値(対平成15年度20%程度の増加)の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。 (具体的取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、請求手引きを改善する。 ・請求書の書式等のダウンロードを可能にする。 <p>○救済制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取り組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。 (具体的取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的広報の検討及び実施 ・新聞等の媒体を活用した救済制度の周知 ・専門誌を活用した医療関係者に対する制度の普及 	<p>自己評定</p> <p>【数値目標】</p> <p>○救済制度に関する一般国民の確実認知度を、平成25年度までに10%以上にする。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○ホームページ等において給付事例、業務統計等を公表し、給付実態の理解と救済制度の周知を図っているか。</p> <p>○請求書の不備等を減らし、業務の効率化を図るために、パンフレット、請求手引き及び請求書の書式等のダウンロードサイトについて、使いやすくかつ分かりやすくした内容に改善したか。</p> <p>○救済制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取り組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。 (具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的広報の検討及び実施 ・新聞等の媒体を活用した救済制度の周知 ・専門誌等を活用した医療関係者に対する制度の普及 ・国民、医療関係者等に対する認知度の向上 		

<p>○年間相談件数について、中期計画に掲げる目標値（対15年度比20%程度の増加）の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか （具体的取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口に対する専任職員の配置 ・相談マニュアルの作成 ・昼休みの相談対応 	<p>○救済制度に関する認知度調査を実施し、広報成果について検証を行ったか。</p> <p>○中期目標・中期計画に基づき、救済制度に関する相談を広く受け付ける体制を確保しているか。</p>	
--	--	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(4) 情報のデータベース化による一元管理</p> <p>救済給付業務に関する情報のデータベースをより使いやすいものに改修すること等により業務の効率化の推進を図ること。</p> <p>(5) 事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理</p> <p>ア 救済給付の請求事案の迅速な処理を図ること。</p> <p>イ 標準的事務処理期間（厚生労働省における医学的・薬学的判定を行う期間を含む。ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については除く。）内の短縮目標を設定し、業務の改善を図ること。</p>	<p>(4) データベースを活用した業務の効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースへのデータ蓄積を進めるとともに、蓄積されたデータについて統計的に処理し、様々な角度から分析・解析を行い、それらの結果を活用して、迅速かつ効率的に救済給付を実現するシステムを運用する。 救済給付請求の増加や業務状況に対応したシステムの改修や業務支援ツールの策定を行う。 <p>(5) 請求事案処理の迅速化の推進</p> <p>ア 請求内容の事実関係の調査・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求事案の迅速な処理を図るため、救済給付の請求を受け、厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を調査・整理する。 <p>イ 標準的事務処理期間内における迅速な事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省との連携を図りつつ、上記アの調査・整理を迅速に行うことにより、請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、第1期中期計画において、総件数の60%以上を8ヶ月以内に処理したことから、これをさらに推進し、平成25年度までに、各年度に支給・不支給決定をした全決定件数のうち、60%以上を6ヶ月以内に処理できるようにする。 ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については、事務処理期間からは除くものとする。 	<p>(4) データベースを活用した業務の効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康被害に関する情報のデータベースへのデータ蓄積を進める。 蓄積されたデータについて統計的に処理し、様々な角度から分析・解析を行い、それらの結果を活用して、迅速かつ効率的に救済給付を実現するシステムを運用するとともに、業務状況等に応じた改修や支援ツールの策定を行う。 <p>(5) 請求事案処理の迅速化の推進</p> <p>ア 請求内容の事実関係の調査・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省における請求事案の迅速な処理に資するため、厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、次の文書を提出する。 <ol style="list-style-type: none"> 提出された診断書等の検討を行い、資料が必要と認められる場合には、関係する医療機関や製造販売業者に対して、その提出を求め、得られた回答文書 提出された診断書等に基づき、時系列に作成した症例経過概要表 救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書 <p>イ 標準的事務処理期間内における迅速な事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求から支給・不支給決定までの事務処理を年度内に決定した総件数のうち70%以上を8ヶ月以内に処理することを維持しつつ、さらなる迅速な事務処理を図ることによって、6ヶ月以内に処理できる件数の増加を図る。ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者、医療機関等に対し、追加・補足資料及び調査が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間については、事務処理期間からは除くものとする。 救済給付業務の処理体制の強化を図り、標準的事務処理期間内の支給・不支給の決定件数の増加を図る。 支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速化を図るための方策を厚生労働省と検討する。 	<p>平成21年度の業務の実績</p>

評価項目	【評価項目7 業務の迅速な処理及び体制整備】	自己評定		評 定		
評価の視点等（現行）		評価の視点（案）				
<p>[数値目標]</p> <p>○救済給付における事務処理期間を8ヶ月とし、中期目標終了時までに、その達成率を全請求件数の60%以上とすること。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○副作用救済給付業務の効率化を図る観点から、原因薬や健康被害に関する情報データベースの改修が行われ、感染救済給付業務システムとしても活用されているか。</p> <p>○請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や製造業者に対して請求内容の事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学的薬学的事項に関する判定の申出に活用されているか。</p> <p>○標準的事務処理期間（8ヶ月）内に支給・不支給を決定する件数が、目標値である全請求件数の60%以上にするための取り組みが講じられ、着実に進展しているか。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○救済給付における事務処理期間について、平成25年度までに全決定件数のうち60%以上を6ヶ月以内に処理できるようにする。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○副作用救済給付業務に関する情報のデータベースへの蓄積を進めるとともに、蓄積されたデータについて分析・解析を行い、迅速かつ効率的な救済給付を実現するシステムとして活用されているか。</p> <p>○請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や製造業者に対して請求内容の事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学・薬学的事項に関する判定の申出に活用されているか。</p> <p>○中期目標期間終了時までに、各年度に支給・不支給決定をした全決定件数のうち、60%以上を6ヶ月以内に処理するための取組が着実に進んでいるか。</p>					

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(6) 部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進</p> <p>機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例を審査関連部門や安全対策部門に適切に情報提供すること。</p> <p>(7) 保健福祉事業の適切な実施に関する検討</p> <p>保健福祉事業において、救済給付受給者の被害実態等に関する調査の結果を踏まえ、保健福祉事業の着実な実施を図ること。</p>	<p>(6) 審査・安全対策部門との連携の推進</p> <p>・機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務における給付事例については、個人情報に配慮しつつ、審査関連部門や安全対策部門に適切に情報提供する。</p> <p>(7) 保健福祉事業の適切な実施及び拡充</p> <p>・医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果等を踏まえ、重篤で稀少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を引き続き実施する。</p> <p>・精神面などに関する相談事業を平成21年度から着実に実施していく。</p>	<p>(6) 審査・安全対策部門との連携の推進</p> <p>・機構内の各部門との連携を図り、特に救済業務においては、判定結果等において得られた情報を、個人情報に配慮しつつ審査関連部門や安全対策部門に適切に提供する。</p> <p>(7) 保健福祉事業の適切な実施及び拡充</p> <p>・医薬品の副作用による健康被害実態調査の結果等を踏まえ、重篤で稀少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を引き続き実施する。</p> <p>・精神面に関する相談事業について、相談体制を整備するとともに、相談事業実施要領の作成等を行い、着実に実施する。</p>	

評価項目	【評価項目8 部門間の連携及び保健福祉事業の実施】	自己評定	評定
	<p>評価の視点等（現行）</p> <p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ安全対策業務に適切に提供されているか。</p> <p>○救済給付受給者の被害実態等に関する調査の実施について、16年度中に検討を行い、平成17年度中に調査が行われたか。</p>	<p>評価の視点（案）</p> <p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ安全対策業務に適切に提供されているか。</p> <p>○重篤で稀少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を着実に実施したか。</p> <p>○精神面などに関する相談事業を着実に実施したか。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施</p> <p>スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等を適切に実施すること。</p> <p>(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施</p> <p>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。</p>	<p>(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施</p> <p>・スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。</p> <p>(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施</p> <p>・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。</p>	<p>(8) スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施</p> <p>・スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容に基づき、適切に業務を行う。</p> <p>(9) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施</p> <p>・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行う。</p>	

評価項目	【評価項目9 スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務等の実施】	自己評定	評価
	<p>評価の視点等（現行）</p> <p>【数値目標】 ○特になし</p> <p>【評価の視点】 ○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託給付業務について、個人情報に配慮した上で、委託契約の内容に基づき適切に行われているか。</p> <p>○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務について、個人情報に配慮した上で、適切に行われているか。</p>	<p>評価の視点等（案）</p> <p>【数値目標】 ○特になし</p> <p>【評価の視点】 ○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託給付業務について、個人情報に配慮した上で、委託契約の内容に基づき適切に行われているか。</p> <p>○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務について、個人情報に配慮した上で、適切に行われているか。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>2 審査等業務及び安全対策業務</p> <p>審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器がその使命をより長期にわたって果たすことができるようにすることが重要である。</p> <p>このような考え方を踏まえ、相談・審査と市販後安全対策の体制を強化するとともに、これらが有機的に連携し、以下の目標を達成すること。</p> <p>また、総合科学技術会議の意見具申、医療機器の審査迅速化アクションプログラム及び薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめに基づき、承認審査の迅速化及び安全対策の強化・充実に取り組むこと。</p> <p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化</p> <p>国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的でかつ安全な医薬品・医療機器の便益を速やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることができるよう努めること。</p> <p>ア ドラッグ・ラグ解消に向けた審査迅速化のための工程表を基に、各種施策を実施するとともに、その進行状況について評価・検証を行い、必要な追加方策を講ずること。</p> <p>また、平成23年度の工程表の目標期間終了後、速やかにその成果の検証を行うこと。</p>	<p>2 審査等業務及び安全対策業務</p> <p>審査等業務及び安全対策業務については、国民が、国際的水準にある医薬品・医療機器を安心して用いることができるよう、よりよい医薬品・医療機器をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行い、医薬品・医療機器がその使命をより長期にわたって果たすことができるよう、相談・審査及び市販後安全対策の体制を強化するとともに、これらを有機的に連携させるため、以下の措置をとることとする。</p> <p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化</p> <p>【新医薬品】</p> <p>革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略（平成19年4月26日）及び審査迅速化のための工程表に基づき、平成23年度までに、欧米において最初に新医薬品が承認されてから我が国において承認されるまでの期間を2.5年短縮すること等を目指して、機構として以下の措置を実施することとする。</p> <p>また、新医薬品の審査期間をはじめとする審査迅速化のための工程表については、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行うとともに必要な追加方策を講じたいうで、平成23年度終了後、速やかにその成果を検証する。</p> <p>ア 的確かつ迅速な審査の実施</p> <p>・新医薬品及び生物系医薬品に関する審査チーム数について、現状のおおむね倍程度まで増強し、審査の迅速化を図る。</p> <p>・プロジェクトマネジメント制度の着実な実施により、審査業務の進行管理機能を高めるとともに、申請者側にとっても、審査の進捗状況と見通しについての透明性の向上を図る。</p>	<p>2 審査等業務及び安全対策業務</p> <p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化</p> <p>【新医薬品】</p> <p>ア 的確かつ迅速な審査の実施</p> <p>・新医薬品の審査期間をはじめとする審査迅速化のための工程表については、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行うとともに必要な追加方策を講じる。</p> <p>・新医薬品及び生物系医薬品に関する審査チームについて、審査チームの増加が必要な分野及び今後必要となる分野の選定のための検討を行うとともに、適切な増員・配置により審査チームの増強を実施し、審査の迅速化を図る</p> <p>・プロジェクトマネジメント制度を展開し、申請品目の経過、総審査期間の状況の適切な把握等により進行管理の充実に努める。</p> <p>・審査等業務進行管理委員会等で、審査の進捗状況に係る関係情報を総合的にとらえ、課題解決のための方針を、決定する。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の透明化及び効率化を促進するため、「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」の周知徹底を図るとともに、審査業務プロセスの手引書を作成し、周知を行うなど、審査業務プロセスの標準化を推進する。 ・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談や審査を実施するとともに、医薬品の適正使用に向けた協力を進める。 ・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、柔軟なチーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施する。 ・新医薬品の再審査について、的確かつ迅速な審査を実施する。また、再評価についても、適切に対応することとする。 ・治験相談及び審査手続における電子化の促進並びに職員のITリテラシーの向上を図る。 ・eCTDに関する更なる環境整備等を行うことにより、新医薬品の申請書類の電子資料による提出を促進する。 ・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準作成を推進することにより、的確かつ迅速な審査を実施する。 <p>イ 新しい審査方式の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新医薬品について、治験相談、審査及び安全対策業務の連携をさらに強化し、開発段階から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組みを、平成21年度から順次試行・導入するとともに、適宜必要な見直しを実施する。 ・新医薬品について、治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理する仕組みを、平成21年度から順次試行・導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の求めに応じて部長による審査の進捗状況と見直しについての確認のための面談を適切に実施する。 ・審査の透明化及び効率化を促進するため、平成20年4月に公表した「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」の周知徹底を図る。また、審査業務プロセスの手引書を作成するための検討に着手する。 ・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者等との対話を実施し、それを踏まえた相談や審査を実施する。 ・治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、相談と審査の連携を保ちつつ、必要に応じて、柔軟なチーム編成を行い、的確かつ迅速な審査・相談を実施する。 ・新医薬品の再審査について、的確かつ迅速な審査を実施する。また、再評価についても、適切に対応することとする。 ・治験相談及び審査資料等の電子化を促進し、審査手続における種々の電子ドキュメントのより一層の活用を図ることによって、審査業務の効率化を目指すよう体制を整備する。 ・電子ドキュメントのより一層の活用を図れるよう、少人数の職員を対象にITリテラシー研修の試行を行う等の措置を講じ、効果的なITリテラシー研修の実施を検討する。 ・eCTDによる審査をさらに展開するため、現状のシステムの問題点を洗い出し、問題を解決するための検討を行い、必要に応じてシステム改修等を実施する。 ・関係部署との連携により、日本薬局方原案作成業務の推進を図る。 <p>イ 新しい審査方式の導入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新医薬品について、治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を行う仕組みを平成21年度中に試行する。 ・新医薬品について、治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理する仕組みを平成21年度中に検討・試行する。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>イ このため、平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間（「その年に承認された品目に係る審査機関側の処理時間」をいう。）に係る短縮目標（大幅な制度変更、社会情勢の変化など例外的な場合を除く通常時における目標。）を設定し、業務の改善を図ること。また、効率的な審査体制を確立すること。</p>	<p>ウ ドラッグ・ラグ解消に向けた目標設定 ・平成16年4月1日以降に申請された医薬品に係る総審査期間（申請日から承認日までの日数を言う。以下同じ）、並びにそのうちの行政側期間（厚生労働省における期間を含む。以下同じ）及び申請者側期間の目標は、次のとおりとし、その目標を達成することができるよう、行政側、申請者側の双方が努力することにより、取り組むものとする。</p> <p>①新医薬品（厚生労働大臣が指定した優先審査の対象品目（以下「優先品目」という。））の審査期間</p> <p>以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表1>参照</p> <p>②新医薬品（通常品目）の審査期間</p> <p>以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表2>参照</p>	<p>ウ ドラッグ・ラグ解消に向けた目標設定 ・平成16年4月1日以降に申請された医薬品に係る総審査期間（申請日から承認日までの日数を言う。以下同じ）、並びにそのうちの行政側期間（厚生労働省における期間を含む。以下同じ）及び申請者側期間の目標は、審査迅速化のための工程表を踏まえ、次のとおりとし、その目標を達成することができるよう、行政側、申請者側の双方が努力することにより取り組むものとする。</p> <p>・新医薬品（厚生労働大臣が指定した優先審査の対象品目（以下「優先品目」という。））については、総審査期間11ヶ月（行政側期間6ヶ月・申請者側期間5ヶ月）を50%（中央値）について、達成する。そのため、次の取り組みを行う。</p> <p>①申請件数の増加等により総審査期間、行政側期間の増大が見込まれる分野について、審査員の増員、審査チームの数の増加等により、対応を図る。 ②審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各審査チームに提供するとともに、審査等業務進行管理委員会で分析・検討し、進捗管理の実施を行う。 ③「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」を審査業務において、積極的に活用し、審査の透明化及び効率化を促進する。</p> <p>・新医薬品（通常品目）については、総審査期間19ヶ月（行政側期間12ヶ月・申請者側期間7ヶ月）を50%（中央値）について、達成する。そのため、次の取り組みを行う。</p> <p>①申請件数の増加等により総審査期間、行政側期間の増大が見込まれる分野について、審査員の増員、審査チームの数の増加等により、対応を図る。 ②審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各審査チームに提供するとともに、審査等業務進行管理委員会で分析・検討し、進捗管理の実施を行う。 ③「新医薬品承認審査実務に関わる審査員のための留意事項」を審査業務において、積極的に活用し、審査の透明化及び効率化を促進する。</p>	
<p>ウ 欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と機構の国際的地位の確立を図ること。</p>	<p>エ 国際調和及び国際共同治験の推進 「PMDA国際戦略」に基づき、厚生労働省とともに欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と機構の国際的地位の確立を図ることとし、下記をはじめとする諸々の施策を実施する。</p> <p>①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・米国FDA及び欧州委員会及びEMAと協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協議の推進及び情報の受発信の促進を図る。</p> <p>・他の欧米アジア諸国、諸国際機関との協力関係の構築を図る。</p>	<p>エ 国際調和及び国際共同治験の推進 「PMDA国際戦略」に基づき、下記をはじめとする諸々の施策を実施する。</p> <p>①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・米国FDA、欧州EMA及びEuropean Commissionと協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協議を継続するとともに、情報の受発信の促進を図る。</p> <p>・他の欧米アジア諸国、諸国際機関との協力関係の構築を図る。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>・医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準（以下GLPという。）・医薬品の臨床試験の実施の基準（以下GCPという。）・医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準（以下GMPという。）に関する調査に関して、他国との連携を強化し、調査報告書の交換等の実施環境の整備を図る。</p> <p>②国際調和活動に対する取り組みの強化 ・日米EU医薬品規制調和国際会議（以下ICHという。）において日米EUが合意した承認申請データの作成基準などの国際的なガイドライン等との整合化・調和を推進するとともに、薬局方調和検討会議（PDG）において薬局方の国際調和を推進する。</p> <p>・ICH等の国際会議において、日本の意見を積極的に表明し、国際基準の策定に貢献する。</p> <p>・WHO、OECD等における国際調和活動への参画と貢献を図る。</p> <p>③人的交流の促進 ・海外規制当局とのネットワーク構築の促進のため、国際学会、国際会議への職員の積極的な参加並びにFDA及びEMAへの派遣機会の充実を図る。</p> <p>・中国、韓国及びその他の諸国並びに国際機関との人材交流を促進し、審査及び安全対策関連情報を定期的に交換できる体制の構築を進める。</p> <p>④国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・ICH等の国際会議において、国際的に活躍できる人材の育成を図るため、対外交渉や国際会議への出席等を含む職員の研修プログラムの策定及び実施を図る。</p> <p>・役職員向けの英語研修等の継続・強化による語学力の向上を図る。</p> <p>⑤国際広報、情報発信の強化・充実 ・英文ホームページの強化・充実を図るため、薬事制度、業務内容、審査報告書及び安全性情報等の英訳公開を推進する。</p> <p>・国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。</p>	<p>・GLP・GCP・GMPに関する調査に関して、他国等との連携を強化し、調査報告書の交換等の実施環境の整備を図る。</p> <p>・厚生労働省が進めている日本とECとの間の医薬品GMPに関するMRAの対象範囲の拡大のための交渉に協力する。</p> <p>②国際調和活動に対する取り組みの強化 ・ICHにおいて日米EUが合意した承認申請データの作成基準などの国際的なガイドライン等との整合化・調和を推進する。 また、厚生労働省と協議の上、米国やEUと共同して相談や審査、安全対策を行うための情報交換等の体制を充実する。</p> <p>・東アジアレギュラトリーシンポジウムを開催し、東アジア関係各国との連携強化を図る。</p> <p>・PIC/S及びISPE等の会議へ参加することにより、GMP調査方法の海外との整合性・調和を推進するとともに、情報の交換を図る。</p> <p>・PDGにおける薬局方の国際調和を推進するとともに、ICH/PDGにおける合意事項を踏まえ日本薬局方原案作成業務の推進を図る。</p> <p>・WHO、OECD等における国際調和活動へ参画し貢献を図る。</p> <p>③人的交流の促進 ・国際業務担当部署の更なる充実を進め、職員の派遣・研修生の受入等を活用し、審査等業務及び安全対策業務に関し、欧米の規制当局との連携強化を図る。</p> <p>・中国、韓国及びその他の諸国並びに国際機関との人材交流を促進し、審査及び安全対策関連情報を定期的に交換できる体制の構築を進める。</p> <p>④国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・国際的に活躍できる人材育成のため、ICH、DIA等の国際会議や対外交渉への出席を含む研修プログラムを策定する。</p> <p>・既存の一般体系コースの英語研修の継続・強化を図る。</p> <p>⑤国際広報、情報発信の充実・強化 ・英文ホームページの充実、強化を図るため、薬事制度、業務内容、審査報告書及び安全性情報等の英訳公開を推進する。</p> <p>・国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>エ 申請前相談を充実し、有用性が高いと期待される医薬品・医療機器については、優先的に治験相談を実施し、承認に至る期間を短縮すること。</p> <p>オ バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術の急速な発展を視野に入れ、この分野における指導・審査技術水準を向上させるとともに、先端技術を利用した新医薬品及び新医療機器開発に対応した相談・審査の在り方につき必要な措置を講ずること。</p>	<p>・海外関係プレスへの情報配信を推進する。</p> <p>⑥国際共同治験の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際共同治験の実施を推進するため、試験デザインなどに関するガイダンスに基づいて、国際共同治験に係る治験相談の申し込みに適切に対応することにより、日本の積極的な国際共同治験への参加を推進する。 ・国際共同治験の実施件数については、平成25年度までに、大幅な増加が実現できるよう積極的に環境整備等を行う。 <p>オ 治験相談等の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先相談、事前申請資料確認等を引き続き実施し、承認申請までに指導・助言を提供する機会を増加させる。 ・新医薬品の治験相談については、現在の治験相談の申し込みから対面相談までの期間（2ヶ月程度）を堅持するとともに、優先治験相談については随時相談申込みを受け付け、治験相談の手続きの迅速化を図る。 ・また、新医薬品の治験相談については、質の高い相談を実施するとともに、全ての相談に対応することとし、処理可能な枠数として、平成23年度までに、最大で1,200件程度を確保することとする。 <p>カ 新技術の評価等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術の評価については、中期目標期間を通じ、高度な知見を有する外部専門家を活用する。 ・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、本機構としても、評価の際に考慮すべき事項（point-to-consider）を積極的に公表する。 ・臨床試験実施前の細胞・組織利用医薬品及び遺伝子治療用医薬品に関する事前審査について、迅速な実施を図る。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、それぞれ50%（中央値）について達成することを目標とする。 	<p>・海外関係プレスへの情報配信を推進するための方策を検討し、具体化を進める。</p> <p>⑥国際共同治験の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際共同治験の実施を推進するために整備したガイダンス（平成19年9月28日薬食審査発第0928010号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「国際共同治験に関する基本的考え方について」）を治験相談の場において、積極的に活用し、更なる国際共同治験の推進を図る。 ・国際共同治験に係る治験相談について、全ての需要に対応できるように努める。 <p>オ 治験相談等の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先相談、事前申請資料確認等を引き続き実施するとともに、承認申請までに指導・助言を提供する機会の増加を目指して、相談メニューの拡充等の検討を行う。 ・新医薬品の治験相談について、担当者の適正配置及び柔軟な相談体制の構築を図ることにより、申し込みのあった全ての治験相談に対応する。また、申し込みから対面相談までの期間の2ヶ月程度を堅持する。 ・優先治験相談について、引き続き、随時相談申込みを受け付けるとともに、治験相談の手続きの迅速化を図る。 ・相談に対する機構の見解を予め相談者に対して示す方式（機構事前見解提示方式）を引き続き実施し、質の高い相談の実施を確保する。また、対面助言から記録確定までの期間30勤務日を60%について達成する。 <p>カ 新技術の評価等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術を応用した医薬品の治験相談、承認審査について、高度な知見を有する外部専門家を活用する。 ・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、評価の際に考慮すべき事項（point-to-consider）の作成対象を選定する。 ・臨床試験実施前の細胞・組織利用医薬品及び遺伝子治療用医薬品に関する事前審査について、資料整備相談等の利用等を促し、迅速な実施を図る。また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査について、行政側期間の目標（第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、それぞれ50%（中央値））を達成するため、申請の手引きを作成し、意見等を求める。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>カ 一般用医薬品及び後発医薬品等についても、新医薬品に準じて、審査の迅速化に関する措置を講ずること。</p>	<p>・国民により有効でより安全な医薬品を速やかに提供していくため、先端技術を利用した新薬開発が適切に行われるよう、早い段階から薬事上の相談に応じる体制を整備する。</p> <p>・「経済財政改革の基本方針2008」において示された「先端医療開発特区（以下「スーパー特区」という。）」について、必要な対応を行う。</p> <p>【一般用医薬品及び後発医薬品等】 国民におけるセルフメディケーションの推進及びジェネリック医薬品の普及を図るため、機構として以下の措置を実施することとする。</p> <p>ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実施するとともに、医薬品の適正使用に向けた協力を進める。</p> <p>・審査手続における電子化の促進及び職員のITリテラシーの向上を図る。</p> <p>・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準作成や添加物規格の公定規格化を推進することにより、的確かつ迅速な審査を実施する。</p> <p>・漢方製剤及び生薬製剤に関する審査体制の効率化・充実を図る。</p> <p>イ 審査期間短縮に向けた目標設定 ・平成16年4月1日以降に申請された医薬品等に係る行政側期間の目標は、次のとおりとし、その目標を達成することができるよう取り組むものとする。</p> <p>①後発医療用医薬品の審査期間 平成23年度までに、以下の表に定められた審査期間に関し、50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表3>参照</p>	<p>・「バイオ品質分野」の相談に努めるとともに、新たに「PGx/ゲノム・バイオマーカーに関する対面助言」の相談区分を設ける。 さらに、治験相談とは別にベンチャー企業のための相談事業を実施する。</p> <p>・「先端医療開発特区（以下「スーパー特区」という。）」に採択された案件について、厚生労働省が実施する薬事相談に協力する。</p> <p>【一般用医薬品及び後発医薬品等】</p> <p>ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者との対話を実施し、それを踏まえた相談や審査を実施する。</p> <p>・審査資料等の電子化を促進し、審査手続における種々の電子ドキュメントのより一層の活用を図ることによって、審査等業務の効率化を目指すよう体制を整備する。</p> <p>・電子ドキュメントのより一層の活用を図れるよう、少人数の職員を対象にITリテラシー研修の試行を行う等の措置を講じ、効果的なITリテラシー研修の実施を検討する。</p> <p>・関係部署との連携により、日本薬局方原案作成及び医薬部外品原料規格原案作成業務の推進を図る。</p> <p>・漢方製剤及び生薬製剤に関する審査の効率化を検討しつつ、審査体制の充実強化を図る。</p> <p>イ 審査期間短縮に向けた目標設定 ・平成16年4月1日以降に申請された医薬品等に係る行政側期間の目標として、後発医療用医薬品については、平成23年度までに、行政側期間10ヶ月を一般用医薬品については同8ヶ月を医薬部外品については同5.5ヶ月をそれぞれ50%（中央値）達成する。そのため、次の取り組みを行う。</p> <p>①審査・調査実施要領、業務手順書の見直し等を適宜行い、行政側期間の達成にかかる自己点検の実施、行政側期間目標の達成状況の審査担当者への周知等により、業務を適切に管理する。</p> <p>②関係部署との連携のもと、審査の迅速化のための具体的な改善方策の検討を行う。</p>	<p>平成21年度の業務の実績</p>

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>②一般用医薬品（OTC）の審査期間 平成23年度までに、以下の表に定められた審査期間に関し、50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表4>参照</p> <p>③医薬部外品の審査期間 平成23年度までに、以下の表に定められた審査期間に関し、50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表5>参照</p> <p>ウ 治験相談等の円滑な実施 ・後発医療用医薬品について、簡易相談とは別の申請前相談制度を創設する。</p> <p>・一般用医薬品について、開発前から申請直前まで相談ができる制度に見直し、相談の充実を図る。</p> <p>・専門協議が必要な医薬部外品について、申請前相談の充実を図る。</p>	<p>ウ 治験相談等の円滑な実施 ・後発医療用医薬品と専門協議が必要な医薬部外品に関する新たな申請前相談制度の創設に向け、主に業界のニーズ把握等のための検討を進める。</p> <p>・一般用医薬品については、新申請区分及び業界のニーズを踏まえた新たな相談制度の構築を目指し検討する。</p>	

評価項目	【評価項目10 業務の迅速な処理及び体制整備（医薬品）】	自己評定	評定
	<p>評価の視点等（現行）</p> <p>[数値目標] ○厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医薬品については、審査事務処理期間6ヶ月を50%について達成すること。</p> <p>○新医薬品については、中期目標期間中を通じて、審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成するとともに、中期目標期間終了時には80%について達成すること。</p>	<p>評価の視点等（案）</p> <p>[数値目標] ○新医薬品（優先品目）の審査期間（下記の審査期間に関し、それぞれ50%について達成） 平成21年度 総審査期間11ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間5ヶ月 平成22年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間4ヶ月 平成23～25年度 総審査期間9ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間3ヶ月</p> <p>○新医薬品（通常品目）の審査期間（下記の審査期間に関し、それぞれ50%について達成） 平成21年度 総審査期間19ヶ月、行政側期間12ヶ月、申請者側期間7ヶ月 平成22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間11ヶ月、申請者側期間5ヶ月 平成23～25年度 総審査期間12ヶ月、行政側期間9ヶ月、申請者側期間3ヶ月</p> <p>○新医薬品の治験相談について、処理可能な枠数として、平成23年度までに最大で1,200件程度を確保。</p>	

<p>[評価の視点]</p> <p>○先端的な医薬品や医療機器に迅速にアクセスするために、学会や医療関係者等との意見交換やニーズ調査が行われているか。</p> <p>○治験相談及び審査の内容の整合性を図るため、治験相談及び審査を同一チームで実施されているか。</p> <p>○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に進展しているか。(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO. 1 I)</p> <p>○ICHにおいて日米EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他国際基準との整合性・調和を推進するための取り組みが積極的に行われているか。(※医薬品・医療機器 共通 機器関係はNO. 1 I)</p> <p>○中期目標期間を通じ、国際的な動向を踏まえ、総審査期間について毎年度確認するとともに、審査品目の滞留の抑制、効率的な審査体制の構築が図られているか。</p> <p>○ドラッグ・ラグの解消対策が、着実に進展し、その結果が現れているか。 (具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査要員の充実による体制整備 ・審査の基本的な考え方の明確化 ・治験相談段階から有効性及び安全性に関する評価を実施するためのガイダンスの整備 ・国際共同治験に関するガイダンスの整備 ・プロジェクトマネジメントの導入 	<p>○カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、50%以上について達成(医薬品)。</p> <p>○後発医薬品等審査期間(下記の期間に関し、平成23年度までに50%について達成)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">後発医薬品</td> <td style="text-align: center;">行政側期間</td> <td style="text-align: center;">10ヶ月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般用医薬品(OTC)</td> <td style="text-align: center;">行政側期間</td> <td style="text-align: center;">8ヶ月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医薬部外品</td> <td style="text-align: center;">行政側期間</td> <td style="text-align: center;">5.5ヶ月</td> </tr> </table> <p>[評価の視点]</p> <p>○新医薬品について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 (具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査チーム数の増強及び柔軟なチーム編成 ・プロジェクトマネジメント制度の実施 ・審査業務プロセスの標準化の推進 ・最新の医療動向等を踏まえた相談、審査の実施 ・新医薬品の再審査の的確かつ迅速な審査及び再評価の適切な対応 ・審査業務における電子化の促進等 ・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準の作成 <p>○新医薬品について、中期計画で掲げている新しい審査方式の導入等に関する取組が着実に進展されているか。 (具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発段階から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組みの導入及び必要な見直し ・治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理する仕組みの検討、導入及び実施 <p>○ドラッグ・ラグ解消に向けて中期計画で設定された新医薬品の審査期間の目標が達成されているか。</p>	後発医薬品	行政側期間	10ヶ月	一般用医薬品(OTC)	行政側期間	8ヶ月	医薬部外品	行政側期間	5.5ヶ月	
後発医薬品	行政側期間	10ヶ月									
一般用医薬品(OTC)	行政側期間	8ヶ月									
医薬部外品	行政側期間	5.5ヶ月									

	<p>○「PMDA国際戦略」に基づき、欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上とPMDAの国際的地位の確立を図るための諸々の施策が着実に実施されているか。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米、アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・国際調和活動に対する取組の強化 ・人的交流の促進 ・国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・国際広報、情報発信の強化・充実 ・国際共同治験の推進 <p>○新医薬品に係る治験相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実行されているか。</p> <p>(具体的施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認申請までの指導・助言を提供する機会の増加 ・新医薬品の治験相談について、申込みから対面相談までの期間(2ヶ月程度)の堅持 ・全ての相談に対応可能な体制の確保 <p>○医薬品に係る新技術の評価等の推進を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生医療等の先端技術の評価における外部専門家の活用 ・先端技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成への協力 ・カルタヘナ法に関する事前審査についての目標の達成 ・早い段階から薬事上の相談に応じる体制の整備 ・スーパー特区についての必要な対応 <p>○一般用医薬品及び後発医薬品等について、的確かつ迅速な審査を実施するために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。</p> <p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の医療動向等を踏まえた相談、審査の実施 ・審査手続における電子化の促進等 ・日本薬局方などの医薬品等の品質に関する基準の作成等 ・漢方製剤等に関する審査体制の効率化・充実 <p>○審査期間短縮に向け、中期計画で設定した一般用医薬品及び後発医療用医薬品等の審査期間の目標が達成されているか。</p> <p>○後発医薬品に係る申請前相談制度の創設、一般用医薬品に係る相談制度の見直し及び更なる充実が進められているか。</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化 国民や医療関係者が、そのニーズに即した先端的でかつ安全な医薬品・医療機器の便益を速やかに享受し、その恩恵を最大限に得ることができるよう努めること。</p> <p>キ 医療機器に関しても、新医薬品と同様にデバイス・ラグの解消に向け医療機器の審査迅速化アクションプログラムを基に、審査の迅速化に関する各種施策を講ずること。</p>	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化</p> <p>【医療機器】 医療機器の審査迅速化アクションプログラムに基づき、米国において最初に新医療機器が承認されてから我が国において承認されるまでの期間を19ヶ月短縮すること等を目指して、機構として以下の措置を実施することとする。</p> <p>ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・学会や医療関係者等との連携を強化し、最新の医療動向や医療ニーズを踏まえた相談、審査を実施するとともに、医療機器の適正使用に向けた協力を進める。</p> <p>・新医療機器、改良医療機器、後発医療機器について、審査の効率化・迅速化を図ることとし、それぞれの区分ごとに専門の審査チームを設ける3トラック審査制を平成23年度から順次実施する。</p> <p>・審査手続における電子化の促進及び職員のITリテラシーの向上を図る。</p> <p>・審査の透明化及び効率化を促進するため、審査業務プロセスの手引書を作成し、周知を行うなど、審査業務プロセスの標準化を推進するとともに、各チームにおける審査業務の進行管理機能を高めること等により、マネジメント機能の強化を図る。</p> <p>・改良医療機器、後発医療機器の申請資料の合理化（一部変更承認申請を含む）について、厚生労働省とともに、平成21年度から順次検討・実施する。</p> <p>イ 新しい審査方式の導入等 ・新医療機器についても、治験相談、審査及び安全対策業務の連携をさらに強化し、治験相談段階から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組みを導入するためのガイダンスを平成21年度中に整備した上で、平成22年度から導入する。</p> <p>・医療機器に係る特定内容の一部変更承認に関する短期審査方式について、平成21年度より一部実施を行った上で、平成22年度より本格的な実施を図る。</p>	<p>(1) 先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化</p> <p>【医療機器】</p> <p>ア 的確かつ迅速な審査の実施 ・医療関係者のニーズを把握するため、学会や医療関係者との対話を実施し、それを踏まえた相談や審査を実施する。</p> <p>・平成23年度より3トラック審査制を順次実施していくため、申請区分の考え方について整理し、後発医療機器の審査ガイドラインの策定作業に協力する。</p> <p>・審査資料等の電子化を促進し、審査手続における種々の電子ドキュメントのより一層の活用を図ることによって、審査等業務の効率化を目指すよう体制を整備する。</p> <p>・電子ドキュメントのより一層の活用を図れるよう、少人数の職員を対象にITリテラシー研修の試行を行う等の措置を講じ、効果的なITリテラシー研修の実施を検討する。</p> <p>・審査の透明化及び効率化を促進するために、平成20年度に公表した「新医療機器等の承認申請資料に関する留意事項」の周知徹底を図る。また、審査プロセスのメトリックス管理システムのためのマイルストーンについて検討する。</p> <p>・改良医療機器及び後発医療機器の申請資料合理化のためのガイダンス作成に協力する。</p> <p>イ 新しい審査方式の導入等 ・新医療機器等の事前評価制度を導入するにあたり、治験相談の運用の見直し、ガイダンス等の作成を行う。</p> <p>・特定内容の一部変更承認に関する相談の仕組みを設けて製造販売業者等の質問に対応するとともに、厚生労働省発出の通知に従って一部実施する。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>・医療機器承認基準、医療機器認証基準、医療機器審査ガイドライン等の策定に協力し、HP等での公表の推進を行うことにより、審査の迅速化を進めていく。また、その際には特に以下の事項についての明確化を図るものとする。</p> <p>①軽微な変更についての一部変更承認申請の不要な範囲、軽微変更届の必要な範囲の明確化については、平成21年度中に実施。</p> <p>②臨床試験の必要なケースの明確化については、平成21年度中に実施。</p> <p>③一品目の範囲や類似変更の手続きの明確化については、平成21年度から検討に着手し、方針を明確化。</p> <p>・後発医療機器について同等性審査方式の導入を平成21年度より実施する。</p> <p>・平成23年度までに、原則、全てのクラスⅡ医療機器が第三者認証制度へ移行されることに対応して、クラスⅢ、Ⅳ医療機器といったハイリスク品目に対する審査の重点化に努める。</p> <p>ウ デバイス・ラグ解消に向けた目標設定</p> <p>・平成16年4月1日以降に申請された医療機器に係る総審査期間、並びにそのうちの行政側期間及び申請者側期間の目標は、次のとおりとし、その目標を達成することができるよう、行政側、申請者側の双方が努力することにより、取り組むものとする。</p> <p>①新医療機器（優先品目）の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表6>参照</p> <p>②新医療機器（通常品目）の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表7>参照</p> <p>③改良医療機器（臨床あり品目）の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表8>参照</p> <p>④改良医療機器（臨床なし品目）の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表9>参照</p>	<p>・厚生労働省が行う医療機器承認基準、医療機器認証基準、医療機器審査ガイドライン等の策定に協力するとともに、HP等による公表を推進する。</p> <p>・厚生労働省より発出された通知に従い、軽微な変更についての一部変更承認申請の不要な範囲、軽微変更届の必要な範囲について明確化を行い、簡易相談により製造販売業者等の質問に対応する。</p> <p>・臨床試験の要不要の明確化について、厚生労働省が行う通知の運用に係るQ&Aの作成に協力する。</p> <p>・一品目の範囲の明確化等について、医療機器・体外診断用医薬品に関する実務レベル合同作業部会のWGにおいて検討する。</p> <p>・厚生労働省が行う後発医療機器の同等性のガイドライン作成作業に協力するとともに、同等性審査方式の導入を実施する。</p> <p>・厚生労働省が行う認証基準策定の作業に、協力する</p> <p>ウ デバイス・ラグ解消に向けた目標設定</p> <p>・平成16年4月1日以降に申請された医療機器に係る総審査期間、並びにそのうちの行政側期間及び申請者側期間の目標は、次のとおりとし、その目標を達成することができるよう、行政側、申請者側の双方が努力することにより取り組むものとする。</p> <p>・新医療機器（優先品目）の審査期間 総審査期間；16ヶ月、行政側期間；8ヶ月、申請者側期間；9ヶ月、のそれぞれについて50%（中央値）を達成することを確保する。</p> <p>・新医療機器（通常品目）の審査期間 総審査期間；21ヶ月、行政側期間；8ヶ月、申請者側期間；14ヶ月、のそれぞれについて50%（中央値）を達成することを確保する。</p> <p>・改良医療機器（臨床あり品目）の審査期間 総審査期間；16ヶ月、行政側期間；8ヶ月、申請者側期間；7ヶ月、のそれぞれについて50%（中央値）を達成することを確保する。</p> <p>・改良医療機器（臨床なし品目）の審査期間 総審査期間；11ヶ月、行政側期間；6ヶ月、申請者側期間；5ヶ月、のそれぞれについて50%（中央値）を達成することを確保する。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>⑤後発医療機器の審査期間 以下の表に定められた審査期間に関し、それぞれ50%（中央値）について達成することを確保する。</p> <p><別表10>参照</p> <p>エ 国際調和及び国際共同治験の推進 「PMDA国際戦略」に基づき、厚生労働省とともに、欧米やアジア諸国との連携により積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と機構の国際的地位の確立を図ることとし、下記をはじめとする諸々の施策を実施する。</p> <p>①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・米国FDAと協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協議及びHBD活動の推進及び情報の受発信の促進を図る。</p> <p>・他の欧米アジア諸国・諸国際機関との協力関係の構築を図る。</p> <p>・GLP・GCP・医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準（以下QMSという。）に関する調査に関して、他国との連携を強化し、調査報告書の交換等の実施環境の整備を図る。</p> <p>②国際調和活動に対する取り組みの強化 ・医療機器規制調和国際会議（以下GHTFという。）において決定された承認申請データの作成基準などの国際的な基準及びISO等のその他国際基準との整合性・調和を推進する。</p> <p>・GHTF等の国際会議において、日本の意見を積極的に表明し、国際基準の策定に貢献する。</p> <p>・WHO、OECD等における国際調和活動への参画と貢献を図る。</p>	<p>・後発医療機器の審査期間 総審査期間：8ヶ月、行政側期間：5ヶ月、申請者側期間：3ヶ月、のそれぞれについて50%（中央値）を達成することを確保する。</p> <p>・上記の目標を達成するため、厚生労働省より発出された「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」に基づき、次の取り組みを行う。</p> <p>①医療機器審査部の審査員の増員を図る。 ②審査担当者の能力向上のため、研修の充実を図る。 ③新医療機器・改良医療機器・後発医療機器の区分毎に専門の審査チームを設ける3トラック審査制を導入するため、審査体制の検討に着手する。 ④承認基準、審査ガイドライン等の策定により審査基準の明確化を図り、審査の迅速化を進める。</p> <p>エ 国際調和及び国際共同治験の推進 「PMDA国際戦略」に基づき、下記をはじめとする諸々の施策を実施する。</p> <p>①欧米アジア諸国、諸国際機関との連携強化 ・米国FDAと協力し、秘密保持契約に基づくバイラテラル協議及びHBD活動を推進するとともに、情報の受発信の促進を図る。</p> <p>・他の欧米アジア諸国・諸国際機関との協力関係の構築を図る。</p> <p>・GLP・GCP・QMSに関する調査に関して、他国等との連携を強化し、調査報告書の交換等の実施環境の整備を図る。</p> <p>②国際調和活動に対する取り組みの強化 ・GHTFに積極的に参加するとともに、日米EU加豪で決定された承認申請データの作成基準の国際的な基準及びISO等の国際基準とわが国の基準との整合性を確保するための活動を推進する。</p> <p>・東アジアレギュラトリーシンポジウムを開催し、東アジア関係各国との連携強化を図る。</p> <p>・GHTFの会議へ参加することにより、QMS調査の方法の海外との整合性・調和を推進するとともに、情報の交換を図る。</p> <p>・WHO、OECD等における国際調和活動への参画と貢献を図る。</p>	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>③人的交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外規制当局とのネットワーク構築の促進のため、国際学会、国際会議への職員の積極的な参加並びにFDAへの派遣機会の充実を図る。 中国、韓国及びその他の諸国並びに国際機関との人材交流を促進し、審査及び安全対策関連情報を定常的に交換できる体制の構築を進める。 <p>④国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> GHTF等の国際会議において、国際的に活躍できる人材の育成を図るため、対外交渉や国際会議への出席等を含む職員の研修プログラムの策定及び実施を図る。 役職員向けの英語研修等の継続・強化による語学力の向上を図る。 <p>⑤国際広報、情報発信の強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 英文ホームページの強化・充実を図るため、稟事制度、業務内容、審査報告書及び安全性情報等の英訳公開を推進する。 国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。 海外関係プレスへの情報配信を推進する。 <p>オ 治験相談等の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先相談、事前申請資料確認等を実施し、承認申請までに指導・助言を提供する機会を増加させる。 新医療機器等の治験相談等については、相談の申し込みから対面相談までの期間及び優先治験相談の第1回目対面までの期間等を短縮し、相談の手續きの迅速化を図る。 また、治験相談については、質の高い相談を実施するとともに、全ての相談に対応することとすることとし、処理可能な枠数として、平成25年度までに、最大で200件程度を確保することとする。 平成21年度中に相談区分の見直しを行い、治験相談を含む相談の質・量の向上を図る。 	<p>③人的交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際業務担当部署の更なる充実・強化を進め、職員の派遣・研修生の受入等を活用し、審査等業務及び安全対策業務に関し、欧米の規制当局との連携の強化を図る。 中国、韓国及びその他の諸国並びに国際機関との人材交流を促進し、審査・安全対策関連情報を定常的に交換できる体制の構築を進める。 <p>④国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的に活躍できる人材育成のため、GHTF等の国際会議や対外交渉への出席を含む研修プログラムを策定する。 既存の一般体系コースの英語研修の継続・強化を図る。 <p>⑤国際広報、情報発信の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 英文ホームページの充実・強化を図るため、稟事制度、業務内容、審査報告書及び安全性情報等の英訳公開を推進する。 国際学会における講演、ブース出展等を継続的に実施する。 海外関係プレスへの情報配信を推進するための方策を検討し、具体化を進める。 <p>オ 治験相談等の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先相談、事前面談申請資料確認等を引き続き実施し、承認申請までの指導・助言に努める。優先治験相談について、引き続き、随時相談申し込みを受け付け、治験相談の手續きの迅速化を図る。 新医療機器等について、治験相談担当者の適正配置及び柔軟な相談体制の構築を図ることにより、申し込みのあった全ての治験相談に対応する。また、新医療機器等の治験相談について、申し込みから対面相談までの期間を短縮する。 実施要領、業務手順書の見直し等を行い、対面相談から記録確定までの期間の達成にかかる自己点検の実施、目標の達成状況の相談担当者への周知、治験相談の実施方法や記録作成方法の改善等により、業務を適切に管理する。 具体的には、対面相談から記録確定までの期間30勤務日を60%について、達成する。 平成21年度中に相談区分の見直し等を行い、新医療機器等の事前評価制度を導入するにあたり、治験相談の運用等について見直しを行う。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>カ 新技術の評価等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術の評価については、中期目標期間を通じ、高度な知見を有する外部専門家を活用する。 ・先端技術を活用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、本機構としても、評価の際に考慮すべき事項 (point-to-consider) を積極的に公表する。 ・臨床試験実施前の細胞・組織利用医療機器に関する事前審査について、迅速な実施を図る。また、カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、それぞれ50% (中央値) について達成することを目標とする。 ・国民により有効でより安全な医療機器を速やかに提供していくため、先端技術を利用した新医療機器開発が適切に行われるよう、早い段階から業事上の相談に応じる体制を整備する。 ・スーパー特区について、必要な対応を行う。 	<p>カ 新技術の評価等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオ・ゲノム・再生医療といった先端技術を活用した医療機器の治験相談、承認審査について、高度な知見を有する外部専門家を活用する。 ・先端技術を活用した製品に係る国の評価指針の作成に協力するとともに、評価の際に考慮すべき事項 (point-to-consider) の対象を選定する。 ・臨床試験実施前の細胞・組織利用医療機器に関する事前審査について、資料整備相談等の利用等を促し、迅速な実施を図る。また、カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間の目標 (第1種使用の承認については6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、それぞれ50% (中央値)) を達成するため、申請の手引きを作成し、意見等を求める。 ・「バイオ品質分野」の相談に努めるとともに、治験相談とは別にベンチャー企業のための相談事業を実施する。 ・スーパー特区に採択された案件について、厚生労働省が実施する薬事相談に協力する。 	

評価項目	【評価項目11 業務の迅速な処理及び体制整備 (医療機器)】	自己評価	評価
	<p>評価の視点等 (現行)</p> <p>【数値目標】 ○厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、中期目標期間終了時までに、医療機器については、審査事務処理期間9ヶ月を70%について達成すること。</p> <p>○新医療機器について、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては、70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては、80%、平成19年度及び20年度においては、90%について達成すること。</p>	<p>評価の視点等 (案)</p> <p>【数値目標】 ○新医療機器 (優先品目) の審査期間 (下記の期間に関し、それぞれ50%について達成)</p> <p>平成21～22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間9ヶ月 平成23年度 総審査期間15ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間8ヶ月 平成24年度 総審査期間13ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間6ヶ月 平成25年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間4ヶ月</p> <p>○新医療機器 (通常品目) の審査期間 (下記の期間に関し、それぞれ50%について達成)</p> <p>平成21～22年度 総審査期間21ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間14ヶ月 平成23年度 総審査期間20ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間12ヶ月 平成24年度 総審査期間17ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間10ヶ月 平成25年度 総審査期間14ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間7ヶ月</p>	

<p>[評価の視点]</p> <p>○新医薬品、新医療機器、優先審査対象製品の審査事務処理期間について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みがそれぞれ講じられ、着実に進展しているか。 (※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO. 10)</p> <p>○ICHにおいて日米EUが合意した審査データの作成基準などの国際的な基準その他国際基準との整合性・調和を推進するための取り組みが積極的に行われているか。(※医薬品・医療機器 共通 医薬品はNO. 10)</p>	<p>○改良医療機器（臨床あり品目）の審査期間（下記の期間に関し、それぞれ50%について達成）</p> <p>平成21～22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間7ヶ月 平成23年度 総審査期間14ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間6ヶ月 平成24年度 総審査期間12ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間5ヶ月 平成25年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月 申請者側期間4ヶ月</p> <p>○改良医療機器（臨床なし品目）の審査期間（下記の期間に関し、それぞれ50%について達成）</p> <p>平成21～22年度 総審査期間11ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間5ヶ月 平成23年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間5ヶ月 平成24年度 総審査期間9ヶ月、行政側期間5ヶ月、申請者側期間4ヶ月 平成25年度 総審査期間6ヶ月、行政側期間4ヶ月 申請者側期間2ヶ月</p> <p>○後発医療機器の審査期間（下記の期間に関し、それぞれ50%について達成）</p> <p>平成21年度 総審査期間8ヶ月、行政側期間5ヶ月、申請者側期間3ヶ月 平成22年度 総審査期間6ヶ月、行政側期間4ヶ月、申請者側期間2ヶ月 平成23年度 総審査期間5ヶ月、行政側期間4ヶ月、申請者側期間1ヶ月 平成24～25年度 総審査期間4ヶ月、行政側期間3ヶ月 申請者側期間1ヶ月</p> <p>○医療機器の相談件数について、処理可能な枠数として、平成25年度までに、最大200件程度を確保。</p> <p>○カルタヘナ法に関する事前審査について、行政側期間を第1種使用の承認について6ヶ月、第2種使用の確認については3ヶ月とし、50%について達成（医療機器）</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○医療機器について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 （具体的取組） ・最新の医療動向等を踏まえた相談、審査の実施 ・3トラック審査制の導入及び実施 ・審査手続における電子化の促進等 ・審査業務プロセスの標準化の推進及び審査業務のマネジメント機能の強化</p>	
--	---	--

○新医療機器について、中期計画で掲げている新しい審査方式の導入等に関する取組が着実に進展されているか。

(具体的取組)

・治療相談段階から安全性及び有効性に関する評価を行う仕組みの導入、実施及びそのためのガイドラインの整備

・特定内容の一部変更承認に関する短期審査方式の実施

・医療機器承認基準等の策定の協力及びHIP等での公表の推進

・後発医療機器の同等性審査方式の導入及び実施

・クラスII医療機器の第三者認証制度全面移行に対する協力及びハイリスク品目(クラスIII、IV医療機器)に対する審査の重点化

○フィリス・ラフ解消に向けて中期計画で設定された新医療機器等の審査期間の目標が達成されているか。

○「PMDA国際戦略」に基づき、欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの上とPMDAの国際的地位の確立を図るための諸々の施策が着実に実施されているか。

(具体的取組)

・欧米、アジア諸国、諸国際機関との連携強化

・国際調和活動に対する取組の強化

・人的交流の促進

・国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化

○新医療機器に係る治療相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。

(具体的施策)

・承認申請までの指導・助言を提供する機会の増加

・新医療機器の治療相談について、申込みから対面相談までの期間(3ヶ月程度)の達成

・全ての相談に対応可能な体制の確保

・相談区分の見直し、相談の質・量の向上

○医療機器に係る新技術の評価等の推進を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。

(具体的取組)

・再生医療等の先端技術の評価における外部専門家の活用

・先端技術を活用した製品に係る国の評価指針の作成への協力

・カルタヘナ法に関する事前審査についての目標の達成

・早い段階から乗事上の相談に対応する体制の整備

・スーパ一特区についての必要な対応

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(1) 先進的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化 ク 適合性調査に関し、適切かつ効率的に調査を実施すること。</p> <p>ケ GMP/QMS調査に関し、中期目標期間終了時まで、適切に実地調査を実施できる体制を構築すること。</p>	<p>(1) 先進的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化 【各種調査】 医薬品及び医療機器に関して、承認申請等に係る試験及び治験の適正な実施の促進並びに申請資料の信頼性の確保を図るとともに、その製造工程や品質管理体制を適正に維持管理していくために、下記のとおり、各種調査をはじめとした取組を実施する。</p> <p>ア 新医薬品の信頼性適合性調査の円滑な実施 ・今後、治験関係の資料・記録の電子化が高まること、国際共同治験に係る施設（医療機関、治験の運用管理システムの企業拠点）が国内外にまたがることから、国内治験を想定した現行の調査手法の見直しを行い、新医薬品の信頼性適合性調査については、機構職員が企業に訪問して実施する方式（企業訪問型書面調査）を平成21年度から段階的に導入し、平成25年度までに調査件数の50%以上を同方式により実施できるようにする。</p> <p>・申請品目ごとに実施している信頼性適合性調査の効率化を目的として、治験を実施するうえで共通する、企業、医療機関、治験審査委員会等のシステムを調査するGCPシステム調査制度の導入に向けた検討及び検証を行う。</p> <p>イ 再審査適合性調査の円滑・効率的な実施 ・製造販売後調査等が既に終了した品目に関し、より適切かつ効果的な時期にGPPS P実地調査、書面調査を実施することにより、効率化を進める。</p> <p>ウ GMP/QMS調査の円滑な実施 ・GMP/QMS調査の効率的な在り方について、検討・実施する。</p> <p>・GMP/QMS調査については、平成25年度までに、以下のとおり、リスク等を勘案して、一定の頻度で実地調査を実施できる体制を構築する。 ①厚生労働大臣許可施設は、概ね2年に一度 ②都道府県知事許可施設（機構調査品目の製造施設に限る。）は、概ね5年に一度 ③国外の施設（機構調査品目の製造施設に限る。また、MRA等の対象品目の製造施設を除く。）は、過去の調査歴等を踏まえ、適切に実施。</p>	<p>(1) 先進的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化</p> <p>オ 治験相談等の円滑な実施 ・優先相談、事前申請資料確認等を引き続き実施するとともに、承認申請までに指導・助言を提供する機会の増加を目指して、相談メニューの拡充等の検討を行う。</p> <p>ア 新医薬品の信頼性適合性調査の円滑な実施 ・業務の効率化のため、書面調査と実地調査の進捗管理を統合する。企業訪問型書面調査（以下「訪問書面調査」という。）を導入し、20調査を訪問書面調査方式で実施する。特に優先・迅速品目については実地調査と同時に訪問書面調査を実施する。</p> <p>・急速に進んでいる治験の電子化に対応するため、EDCシステムを中心にシステム調査の検討を進める。</p> <p>イ 再審査適合性調査の円滑・効率的な実施 ・製造販売業者側の専門家を含めた検討会を設け、再審査適合性調査の現状の課題を整理し、適切な時期に効率的な調査を行うための手法の検討を開始する。</p> <p>ウ GMP/QMS調査の円滑な実施 ・医薬品・医療機器の製造販売承認に係るGMP/QMS調査については行政側期間に影響を及ぼさないように処理することが重要であり、このため、GMP/QMS調査の申請を適切な時期に行うよう申請者に要請する。</p> <p>・GMP/QMS調査業務を適切に管理するとともに、調査の迅速化・効率化のための改善を図る。</p> <p>・GMP/QMS調査に係る相談窓口の円滑な運用を図る。</p> <p>・GMP/QMS調査については、リスク等を勘案して一定の頻度で実地調査を実施できる体制の構築に努める。</p>	<p>平成21年度の業務の実績</p>

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア等の海外の製造所に対する実地調査を積極的に実施する。 ・審査の担当者をGMP/QMS調査チームに組み入れるとともに、GMP/QMS調査の担当者を審査チームに組み入れることにより、調査及び審査の連携を推進し、それぞれの質を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア等の海外の製造所に対する実地調査を積極的に実施する。 ・審査の担当者をGMP/QMS調査チームに組み入れるとともに、GMP/QMS調査の担当者を審査チームに組み入れることにより、調査及び審査の連携を推進し、それぞれの質を高める。 ・調査部門としての品質システムの充実・強化を図る。 	

評価項目	【評価項目12 業務の迅速な処理及び体制整備（各種調査）】 【旧評価項目12 業務の迅速な処理及び体制整備（治験相談）】	自己評定	評定
評価の視点等（現行）	評価の視点（案）		
<p>[数値目標]</p> <p>○治験相談について、20年度に年間420件の処理能力を確保し、申請から対応までの期間を2ヶ月程度に短縮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面相談から記録確定までの期間30勤務日を10%を達成すること。 ・優先対面助言指定品目の第1回目対面助言までの期間30勤務日を50%を達成すること。 <p>[評価の視点]</p> <p>○優先治験相談制度を創設し、承認申請までの指導の機会の増加を図るための取組みが講じられているか。また、治験相談の申し込みから対面相談までの期間等を短縮するための取組みが講じられているか。</p> <p>○バイオ・ゲノムといった先端技術の評価について、高度な知見を有する外部専門家を活用し、新技術を応用した製品に係る国の評価指針作成に協力しているか。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○平成25年度までに新医薬品の信頼性調査件数の50%以上を企業訪問型書面調査により実施。</p> <p>[評価の視点]</p>		

○新医薬品の信頼性適合性調査について、企業訪問型書面調査を導入し、着実に実施しているか。

○治験を実施する上で共通する、企業、医療機関、治験審査委員会等のシステムを調査するGCPシステム調査制度の導入に向けた検討、検証を実施しているか。

○再審査適合性調査について、円滑かつ効率的に実施されているか。

○GMP/QMS調査の円滑な実施にあたり、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。

(具体的な取組)

・GMP/QMS調査の効率的な在り方についての検討・実施

・GMP/QMS調査のリスク等を勘案し、一定の頻度で実地調査を実施できる体制の構築

・アジア等の海外製造所に対する実地調査の積極的実施

・調査及び審査の連携の推進

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</p> <p>審査等業務及び安全対策業務の信頼性を一層向上させることにより、国民や医療関係者が安心して使用できる医薬品・医療機器を提供すること。</p> <p>ア 審査等業務及び安全対策業務において、国際的に見ても遜色のない水準の技術者集団を構築するため職員の技能の向上に努めること。また、欧米やアジアの規制当局、内外の研究機関・研究者との更なる連携の強化を図ること。</p>	<p>(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</p> <p>ア 研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るため、医薬品審査等を念頭に平成19年度に策定した研修プログラムについて、実施状況を評価するとともに、内容の充実を図り、その着実な実施を図る。 ・医療機器審査等及び安全対策業務を念頭においた研修について、内外の大学や研究所等への派遣や米国FDAの審査機関の研修方法を参考にして充実を図ることとし、平成21年度中に、そのための研修プログラムを策定する。 ・医薬品、医療機器等の適切な安全対策や医療安全対策を検討する上で臨床現場の経験や企業による安全対策業務の知識が必須であることから、臨床現場や企業に対する調査の現場での研修を実施する。 ・医療機器等の製造工程や品質管理方法の理解を深め、医療機器等の市販後安全対策業務の質の向上を図る。 <p>イ 各国規制当局との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査等業務及び安全対策業務に関し、中期目標期間を通じ、欧米やアジアの規制当局との連携の強化を図る。特に米国FDAや欧州EMAについて、リアルタイムでより詳細な情報収集や意見交換が可能な体制を整備する。 <p>ウ 外部研究者との交流及び調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携大学院として大学院生の受け入れを通じた交流を推進することにより、臨床現場等における臨床研究・臨床試験に関する基盤整備及びレギュラトリーサイエンスの普及に協力するとともに、レギュラトリーサイエンスに関する国内外の研究動向等の把握や研究活動に関する情報発信等を積極的に行う。 ・大学院生の受け入れについては、内部規程等の整備を行い、適正に実施していく。 	<p>(2) 審査等業務及び安全対策業務の信頼性の向上</p> <p>ア 研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に実施した研修結果をもとに評価方法を検討し、本格的な評価のための準備を行う。また、安全対策及び機器審査担当者の増員も考慮し、①安全対策について、基礎研修を充実強化させる。②医療機器についても研修カリキュラムの強化を図る。 ・専門領域ごとの職務精通者による教育・指導等を行うことにより、職員の技能の向上を図る。 ・GMP/QMS調査担当者の教育研修の実施等による調査体制の整備を進める。 ・内外の大学・研究所とのより一層の交流を目指すとともに、米国FDAの審査機関の研修プログラムを参考にした研修プログラムの充実強化を図る。 ・医薬品等の安全対策に資することを目的とし、臨床現場等における研修の機会の増加及び研修プログラムの内容の強化を目指す。 ・医療機器等の製造工程や品質管理方法の理解を深めるため、企業の協力を得ながら製造施設などの見学等を実施し、市販後安全対策業務の質の向上を図る。 <p>イ 各国規制当局との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査等業務及び安全対策業務に関し、欧米やアジアの規制当局との連携の強化を図る。特に米国FDAや欧州EMAとはリアルタイムでより詳細な情報収集や意見交換が可能となるような体制構築について検討を進める。 <p>ウ 外部研究者との交流及び調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携大学院の実施に向け、各大学に対する説明を推進するとともに、連携大学院協定が締結されしだい、大学院生の受け入れを行い、その研究指導等を実施する。 ・連携大学院に基づく大学院生の受け入れに際して、その身分及び勤務規律をはじめとした各種規程を整備する。 	<p>平成21年度の業務の実績</p>

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>イ 患者それぞれの特性に着目し、当該患者に最も有効かつ安全な医療を提供できるように医薬品や医療機器に係る治験が円滑に実施できるように支援するとともに、当該製品に係る審査を円滑に実施すること。</p> <p>ウ 審査報告書の公開をはじめとした審査等業務及び安全対策業務の透明化をより一層推進すること。</p> <p>エ 審査等業務及び安全対策業務の信頼性確保及び一層の効率化を図るための情報システム基盤を整備すること。</p>	<p>エ ゲノム薬理学等への対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間を通じ、新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。 ・ゲノム薬理学の医薬品開発への利用を促進するため、国の評価指針の作成に協力するとともに、海外規制当局との連携、情報共有を推進して、米国FDA、欧州EMAとの3極合同での助言を実施できる体制を確立するなど、国際的な手法の確立に貢献できるように、そのための検討を進める。 <p>オ 適正な治験の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間を通じ、国内における治験の質を確保するため、医療機関等における実地調査等を踏まえ、適正な治験の普及についての啓発を行う。 <p>カ 審査報告書等の情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、優先審査の結果を含む審査報告書やその他審査等業務に係る情報を、国民、医療関係者からみて、よりアクセスしやすい形で速やかに提供するとともに、審査に関連する情報の提供内容を拡充するなど、情報公開の充実のための取り組みを積極的に推進する。 ・新医薬品及び新医療機器に関する審査報告書については、行政側、申請者側の双方が努力することにより、承認後直ちに、機構HPに掲載するとともに、医薬品に関する再審査報告書の公表についても適切に対応することとする。また、新医薬品及び新医療機器に関する資料概要についても、承認後3ヶ月以内にHPへの掲載を行うこととする。 ・審査に関連する情報公開請求への対応のあり方について、中期目標期間中に、厚生労働省とも連携して検討を行い、その結果を踏まえ、適切に対応する。 <p>キ 外部専門家の活用における公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。その際、公正なルールに基づき、審査等業務及び安全対策業務の中立性・公平性を確保するとともに、必要に応じてルールの見直しを行う。 <p>ク 情報システムの充実による審査・安全業務の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う情報量の増加及び各情報の相関性・正確性の深化が予想される審査業務及び安全対策業務においては、その変化に対応するための情報システムの機能追加を行い、業務の質の向上を図る。 	<p>エ ゲノム薬理学等への対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針の作成に協力する。 ・ゲノム薬理学に関する国の評価指針作成に向けての検討に協力するとともに、ゲノム薬理学の医薬品開発への応用について、積極的に貢献できる体制の構築について検討を進める。 <p>オ 適正な治験の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等における実地調査の充実を図るとともに、医療関係者、患者への治験の啓発、関係団体との連携に努める。 <p>カ 審査報告書等の情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民に対する業務の透明化を推進するため、厚生労働省と協力し、関係企業の理解と協力を得て、優先審査の結果を含む審査報告書やその他審査等業務に係る情報を、速やかに医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載する。 ・機構の審査等業務及び安全対策業務の海外への広報のため、継続的に審査報告書及び安全情報等の英訳版を作成し、機構の英文ホームページにおいて公表する。 ・公表に係るガイドラインを整備し、行政側、申請者側の双方が速やかに公表資料の作成及び確認ができるようにすることにより、審査報告書については承認後直ちに、資料概要については承認後3ヶ月以内に情報公開する割合を高める。 ・審査に関連する情報公開請求への対応のあり方については、対象となりうる文書の取扱い等について、厚生労働省との関係も含めて整理を開始する。 <p>キ 外部専門家の活用における公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な知見を有する外部の専門家を活用する。 ・当該専門家の活用には当たっては、専門協議等の実施に関するルールに基づき、審査等業務又は安全対策業務に関与する場合における寄付金等の状況を確認し、その結果を公表等することで透明性を確保する。 <p>ク 情報システムの充実による審査・安全業務の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査等業務・安全対策の拡充に必要な既存の情報システムの機能改善等の充実を計画的に進め、業務の質の向上を図る。 	<p>平成21年度の業務の実績</p>

評価項目	【評価項目13 審査等業務及び安全業務の信頼性の向上】 【旧評価項目13 審査等業務及び安全業務の質の向上】 【旧評価項目14 適正な治験の普及等】 【旧評価項目15 審査等業務及び安全業務の透明化の推進等】	自己評定			評定		
評価の視点等（現行）		評価の視点（案）					
<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○審査等業務及び安全対策業務の質の向上を図るための各種取組みが講じられているか。 （具体的取り組み） ・業務等の目標に応じた系統的研修機会の提供 ・短期間で異なる分野の業務への職員の異動を行わない。 ・適切な知見を有する外部専門家の活用 ・情報支援システムの18年度までの構築 ・欧米やアジア諸国の規制当局との連携</p> <p>○ゲノムを利用した医薬品評価など新技術を応用した製品に係る国の評価指針作成に協力するとともに、国内における治験の質的向上を図るために、医療機関等の実地調査や適正な治験の普及啓発の取組みが講じられているか。</p> <p>○厚生労働省や関係企業と協力し、審査報告書や新薬承認情報及び安全対策業務に係る情報を的確に医薬品情報提供システムに掲載し、国民へ情報提供を行っているか。</p> <p>○医療機器の構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的に医療機器の安全性を評価する体制の構築が図られているか。また、ペースメーカーなど埋め込み型でリスクの高いトラッキング医療機器についての経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集し、安全性を評価するシステムの整備が図られているか。</p>	<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○平成19年度に策定した医薬品審査等に係る研修プログラムについて、実施状況を評価するとともに、内容の充実、研修の着実な実施が図られているか。</p> <p>○医療機器審査等に係る研修について、内容の充実を図るため研修プログラムを策定するとともに、その着実な実施が図られているか。</p> <p>○医薬品・医療機器等の安全対策に資するため、臨床現場や企業に対する調査の現場での研修を実施しているか。</p> <p>○審査等業務及び安全対策業務に関し、米国FDA等とリアルタイムでより詳細な情報収集や意見交換が可能な体制を整備する等、欧米やアジアの規制当局と連携強化を図ったか。</p> <p>○連携大学院として、大学院生の受け入れを通じた交流を推進し、レギュラトリーサイエンスの普及に協力するとともに、レギュラトリーサイエンスに関する研究活動に関する情報発信等を積極的に実施したか。</p>						

	<p>○ゲノム薬理学等への対応を促進するため、国の評価指針の作成に協力するとともに、海外規制当局との連携、情報共有を推進して国際的な手法の確立に貢献できるように検討を進めたか。</p> <p>○国内における治験の質を確保するため、医療機関等における実地調査等を踏まえ、適正な治験の普及についての啓発を実施しているか。</p> <p>○審査業務に係る透明化の推進を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 (具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査業務に係る情報をよりアクセスしやすい形で速やかに提供するなどの情報公開充実のための取組 ・新医薬品及び新医療機器に係る審査報告書等のHP掲載についての目標の達成 <p>○適切な知見を有する外部の専門家を活用し、その際、公正なルールに基づき、審査等業務、安全対策業務の中立性・公平性を確保しているか。</p> <p>○審査等業務及び安全対策業務の信頼性確保及び一層の効率化のために、様々な変化に対応できるための情報システムの機能追加を行い、業務の質の向上を図っているか。</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 安全対策業務の強化・充実</p> <p>薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者の危機管理（リスクマネジメント）体制をより一層強化すること。</p> <p>ア 副作用等情報の評価の高度化、専門化に的確に対応できるよう、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に充実強化し、体系的、恒常的に副作用情報の網羅的な評価を実施すること。また、IT技術の活用により、複数の副作用情報に新たな関連性を見だし、新規の安全性情報の発見・解析を行う手法を研究、活用する等効率的・効果的な安全性情報の評価体制を構築し、随時改善を図ること。</p>	<p>(3) 安全対策業務の強化・充実</p> <p>市販後安全対策の体制整備により、厚生労働省とともに、迅速かつ的確な安全対策を講じ、副作用被害等の発生・拡大の防止を図る。それにより、患者の治療が確保され、医薬品等が医療の場で有効にその役割を果たせるようにする。</p> <p>また、医薬品等の研究開発、審査、市販後に至る一貫したリスク・ベネフィットの管理・評価ができるよう、審査部門と安全対策部門の連携を強化し、もって、承認審査の迅速化の基盤とする。</p> <p>副作用等の分析・評価に当たっての基本的姿勢を職員が理解するものとする。すなわち、副作用等の分析・評価の際には、先入観を持たず、命の尊さと最新の科学的知見に立脚して評価にあたるものとする。また、医学・薬学の進歩が知見の不確実性を伴うことから、常に最悪のケースを想定し、予防原則に立脚し、安全対策の立案・実施に努めるものとする。</p> <p>ア 副作用・不具合情報収集の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関報告について、厚生労働省と連携し、報告の増加を促す対策を講じる。 ・患者からの副作用に関する情報について、厚生労働省と連携し、安全対策に活用する仕組みを構築する。 ・副作用情報・不具合情報等の報告システムについて、ICHのE2B等の国際的な開発状況、情報技術の進展等を踏まえ、システムの強化・高度化を図り、効率的・効果的な安全性情報等の収集を推進する。 ・使用成績調査等の副作用情報の電子化を行い、電子化された情報を安全対策に活用するためのデータベースを構築する。 <p>イ 副作用等情報の整理及び評価分析の体系化</p> <p><整理及び評価分析の体系化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の副作用等情報の評価の高度化、専門化に的確に対応できるよう、平成23年度には、審査部門に対応した薬効分類、診療領域を踏まえた分野ごとのチーム編成（おおむね12チーム）の実現を目指し、段階的にチーム数を拡充するなど、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に強化・充実し、同時にIT技術を活用する等の方策を講じ、国内の医薬品副作用・感染症報告全体を精査する。 	<p>(3) 安全対策業務の強化・充実</p> <p>ア 副作用・不具合情報収集の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関報告について、報告の増加を促すための対策を厚生労働省とともに検討する。 ・患者からの副作用に関する情報について、厚生労働省と連携し、安全対策に活用するためのプロセスを検討する。 ・副作用情報・不具合情報等の報告システムについて、ICHのE2B等の国際的な開発状況、情報技術の進展等を踏まえ、必要なシステム開発のための検討を行う。 ・使用成績調査等の副作用情報のデータベース化のため、必要な要件について検討する。 <p>イ 副作用等情報の整理及び評価分析の体系化</p> <p><整理及び評価分析の体系化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の副作用等情報の評価の高度化、専門化に的確に対応できるよう、平成21年度においては4チームの体制に拡充を行う。 ・評価者が標準的な業務を行えるよう新支援システムを利用した新たな手順を策定する。 ・国内の医薬品副作用・感染症報告について、15日報告全体の精査を実施する。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・副作用等情報の整理及び評価分析に当たっては、副作用を早期に発見し、その拡大防止策を講ずるため、データマイニング手法を積極的に活用するとともに、諸外国の例を参考に随時改善を図る。 ・医療機関からの副作用等報告に係るフォローアップ調査を機構自ら行う体制を、平成21年度から段階的に整備し、平成22年度には、全報告について実施できるようにする。 ・副作用等情報入手から添付文書改訂等の安全対策措置立案までのプロセスを標準化し、透明化を図るとともに、処理の的確化及び迅速化を図る。 <p><企業に対する指導・助言体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付文書については、企業が最新の知見を医療現場に情報伝達する重要なものであることから、承認審査時点以降も最新の知見を反映し、厚生労働省とともに、必要な公的確認が行われる仕組みを明確化する。 ・安全対策措置立案までの目標を設定し、プロセスの標準化・効率化を図ることにより、着実に迅速化する。目標については、例えば、企業との初回面会から調査結果通知までの期間を、中央値でみて現行の期間から短縮することなどを検討する。 ・医薬品・医療機器の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。 ・医療現場において、より安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした企業からの医療安全相談について、迅速に対応する。 <p><安全対策の高度化等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータ等の診療情報データベースのアクセス基盤を平成25年度までに整備し、薬剤疫学的解析を行い、薬剤のリスクを定量的に評価することとする。具体的には、平成23年度からその試行的活用を開始し、平成25年度までに、副作用の発現頻度調査や薬剤疫学的な解析を実施できる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・副作用等情報の整理及び評価分析に当たっては、副作用を早期に発見し、その拡大防止策を講ずるため、データマイニング手法の活用方法について業務手順を策定する。 ・データマイニング手法のさらなる高度化についても、諸外国の情報を収集し専門家を含む検討会で検討の上、随時改善を図る。 ・医療機関からの副作用等報告について、詳細情報が必要な報告については報告者に問い合わせる等を行い、安全対策に積極的に活用する。 ・医療機関からの副作用等報告に係るフォローアップ調査を機構自ら行う体制整備に着手する。 ・医薬品の副作用等情報入手から安全対策措置案を策定するまでのプロセスの検証を行う。 <p><企業に対する指導・助言体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の添付文書の作成要綱の改訂作業が行われているところであり、厚生労働省とともに必要な公的確認が行われる仕組みを検討する。 ・安全対策措置立案までの目標を設定し、迅速化に向けて作業工程を検討する。 ・業務の迅速化を図るため、業務の標準手順を策定する。 ・医薬品・医療機器の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。 ・医療現場において、より安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした企業からの医療安全相談について、迅速に対応する。 <p><安全対策の高度化等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種診療情報データを入手した上で、それぞれの特徴を整理しつつ、薬剤疫学的な活用可能性の検討を行う。 ・医療機関からの副作用情報の収集について検討を行う。 ・レセプトデータから医薬品の使用量等、副作用発現頻度に関連する情報の抽出方法について検討する。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密な安全性情報提供体制の強化を図ること。同時に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすくする観点から成果をよりの確に把握できる指標を設定すること。</p> <p>ウ 救済業務及び審査関連業務との連携を図り、適切な安全性の評価を実施すること。</p>	<p>・埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器(埋め込み型補助人工心臓)について、経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムを構築し、安全対策等に活用すべく適切な運用を図る。</p> <p>・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的な評価手法を開発する。</p> <p>・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進する。</p> <p>ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>エ 救済業務との連携及び審査から一貫した安全性管理の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務の情報を安全対策業務に活用する。 ・新医薬品について、審査等業務担当及び安全対策業務担当が共同で助言を行うなど、治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理する体制を、平成21年度から段階的に導入し、平成23年度から本格的に実施する。また、これらの業務を円滑に行うための情報支援システムを整備する。 ・安全対策業務全体のマネジメント機能を強化し、各チームが有機的に連携し、業務を的確に遂行する。 ・医薬品等のリスクに応じ、国際的な市販後安全対策の取組とも整合を図りつつ、承認時に求める市販後の調査、安全対策等を合理的、効果的なものとし、それらの実施状況・効果の評価を適時適切に行い、厚生労働省とともに、必要な見直し等を図る仕組みを構築する。そのための検討を平成21年度から開始し、平成23年度までには、新たな仕組みを導入する。 ・承認条件として全例調査が付された品目については、製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供できるようにする。 	<p>・埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器(埋め込み型補助人工心臓)について、経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステム開発に着手する。</p> <p>・医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的な評価手法について検討する。</p> <p>・ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進する。</p> <p>ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <p>エ 救済業務との連携及び審査から一貫した安全性管理の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務の情報を安全対策業務に活用する。 ・新医薬品について、審査等業務担当及び安全対策業務担当が共同で助言を行うなど、治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理する体制を、平成21年度から段階的に導入する。また、これらの業務を円滑に行うための情報支援システムを整備する。 ・安全対策業務の進捗管理を行い、業務を効率的に遂行する。 ・医薬品等のリスクに応じ、国際的な市販後安全対策の取組とも整合を図りつつ、承認時に求める市販後の調査、安全対策等を合理的、効果的なものとし、それらの実施状況・効果の評価を適時適切に行い、厚生労働省とともに、必要な見直し等を図る仕組みを構築する。そのための検討を開始する。 ・市販後調査対象品目の実施方法の見直しを厚生労働省と協力して行う。 ・承認条件として全例調査が付された新医薬品については製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供できるような仕組みを検討する。 	

評価項目	【新評価項目14 副作用・不具合情報収集の強化並びに整理及び評価分析の体系化】 【旧評価項目16 副作用等の情報の収集】	自己評定		評 定	
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）			
<p>[数値目標] ○医薬品の副作用・感染症情報等報告について、中期目標終了時まで、電送化率を年平均80%以上とすること。</p> <p>[評価の視点] ○副作用を早期に発見し、その未然防止策を講ずる観点から、企業や医療機関等からの副作用等情報を用いたデータマイニング手法の導入に向けた取り組みが着実に進められ、その結果、中期目標期間終了時までには安全対策業務に導入され、適宜公表されているか。 (具体的取り組み) ・16～17年度に研究を実施 ・18年度に手法の確立</p> <p>○副作用情報の解析の精度を高めるために、情報収集拠点医療機関ネットワークの構築に向けた取り組みが着実に進められているか。 また、ネットワーク医療機関にとってメリットのある副作用情報等の提供が行われているか。</p> <p>○医薬品の副作用・感染症等情報について、電送化率目標達成に向けた取り組みが講じられ着実に進展しているか。 (具体的取り組み) ・電送しやすい環境の整備 ・電送化率年平均80%以上（中期目標期間終了時）</p> <p>○医療機関、薬局等からの副作用・感染症等報告についての情報処理が、厚生労働省とオンラインにより行われるよう取り組みが講じられているか。</p>		<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○中期計画に掲げる副作用・不具合情報収集の強化のための施策を適切に実施しているか。</p> <p>○審査部門に対応した薬効分類、診療領域を踏まえた分野ごとのチーム編成（12チーム）の実施を目指し、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に強化・充実するとともに、IT技術を活用する等の方策を講じ、国内の医薬品副作用・感染症報告全体を精査しているか。</p> <p>○副作用を早期発見し、その拡大防止策を講ずるため、データマイニング手法を積極的に活用するとともに、諸外国の例を参考に随時改善を図っているか。</p> <p>○医療機関からの副作用等報告に係るフォローアップ調査をPMDAが自ら行う体制を整備し、全報告について実施しているか。また、副作用等情報入手から添付文書改訂等の安全対策措置立案までのプロセスを標準化し、透明化を図るとともに、処理の的確化及び迅速化を図っているか。</p> <p>○中期計画に掲げる企業に対する指導・助言体制に関する施策を着実に実施しているか。</p>			

	<p>○診療情報データベースのアクセス基盤を整備し、薬剤疫学的解析を行い、薬剤のリスクを定量的に評価する体制を構築できたか。</p> <p>○埋め込み型のリスクの高いトラッキング医療機器（埋め込み型補助人工心臓）について、経時的な不具合発生率など医療機器の稼働状況に係るデータを収集、評価するシステムを構築し、安全対策等に活用すべく適切な運用を図っているか。</p> <p>○医療機器の特性から一定の割合で発生する、構造上の欠陥とは言えない不具合の発生率を把握し、科学的な評価手法を開発し、適切に運用しているか。また、ゲノム薬理学の市販後安全対策への利用について、調査研究を促進しているか。</p> <p>○個人情報に十分配慮しつつ、救済業務の情報を安全対策業務に活用しているか。また、新医薬品について、治験段階から市販後までの医薬品の安全性を一貫して管理できる体制を導入し、実施しているか。さらに、安全対策業務全体のマネジメント機能を強化し、各チームが有機的に連携し、業務を的確に遂行しているか。</p> <p>○医薬品等のリスクに応じ、国際的な市販後安全対策の取組とも整合を図りつつ、承認時に求める市販後の調査、安全対策等を合理的、効果的なものとし、それらの実施状況・効果の評価を適時適切に行い、厚生労働省とともに、必要な見直し等を図る仕組みを導入し、適切に運用しているか。</p> <p>○承認条件として全例調査が付された品目については、製造販売後調査等によって得られた安全性及び有効性に関する情報を適時適切に評価し、国民、医療関係者に速やかに提供できるようにしているか。</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 安全対策業務の強化・充実 薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめを踏まえ、医薬品・医療機器の使用における副作用等のリスクを回避し、副作用等発生時の早期対応のための関係者の危機管理（リスクマネジメント）体制をより一層強化すること。</p> <p>イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密な安全性情報提供体制の強化を図ること。同時に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすくする観点から成果をよ里的確に把握できる指標を設定すること。</p>	<p>(3) 安全対策業務の強化・充実 市販後安全対策の体制整備により、厚生労働省とともに、迅速かつ的確な安全対策を講じ、副作用被害等の発生・拡大の防止を図る。それにより、患者の治療が確保され、医薬品等が医療の場で有効にその役割を果たせるようにする。 また、医薬品等の研究開発、審査、市販後に至る一貫したリスク・ベネフィットの管理・評価ができるよう、審査部門と安全対策部門の連携を強化し、もって、承認審査の迅速化の基盤とする。 副作用等の分析・評価に当たっての基本的姿勢を職員が理解するものとする。すなわち、副作用等の分析・評価の際には、先入観を持たず、命の尊さと最新の科学的知見に立脚して評価にあたるものとする。また、医学・薬学の進歩が知見の不確実性を伴うことから、常に最悪のケースを想定し、予防原則に立脚し、安全対策の立案・実施に努めるものとする。</p> <p>ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品医療機器情報提供ホームページについて、平成25年度までにアクセス数の倍増を目指す。 ・ 副作用のラインリストについて、関係者がより活用しやすい内容とするとともに、副作用報告から公表までの期間を、平成23年度から4か月に短縮する。 ・ 当該ラインリストにおいて、平成22年度から機構が調査した医療機関からの副作用報告について迅速に公表する。 ・ 医療用医薬品の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から2日以内にWebに掲載する。 ・ 副作用報告データ及び使用成績調査データについて、平成23年度から関係者が調査・研究のために利用できるようにするものとし、そのための検討を平成21年度から開始する。 ・ 医薬品医療機器情報配信サービスについて、内容をより充実したものにするとともに、医療機関や薬局の医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の本サービスへの登録について、関係機関の協力を得て強力に推進すること等により、平成23年度までに6万件程度、平成25年度までに15万件程度の登録を目指す。 ・ 医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。 	<p>(3) 安全対策業務の強化・充実</p> <p>ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品医療機器情報提供ホームページについて、広報活動等により周知を図り、アクセス数について対20年度比で25%増を目指す。 ・ 副作用のラインリストについて、関係者がより活用しやすい内容とするとともに、副作用報告から公表までの期間短縮に向けた検討を行う。 ・ 副作用のラインリストについて、関係者がより活用しやすい内容や公表方法の検討を行う ・ 当該ラインリストにおいて、機構が調査した医療機関からの副作用報告についても公表できるよう内容や公表方法の検討を行う。 ・ 医療用医薬品の添付文書改訂の指示について指示書の発出から2日以内にWebに掲載する。 ・ 副作用報告データ及び使用成績調査データについて、関係者が調査・研究のために利用できるよう必要な項目、フォーマット及び公開のための条件について検討する。 ・ 医薬品医療機器情報配信サービスについて、内容をより充実したものにするとともに、医療機関や薬局の医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の本サービスへの登録について、関係機関の協力を得て強力に推進する。 ・ 医療用医薬品・医療機器の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。 	<p>平成21年度の業務の実績</p>

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>エ 講じた安全対策措置について、企業及び医療機関等における実施状況及び実効性が確認できる体制を構築すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・患者に対する服薬指導に利用できる情報の提供の充実を図る。 ・「緊急安全性情報」等について、医療機関に対する情報伝達の方法等についても、平成21年度に厚生労働省とともに検討を行い、その結果を踏まえ、適切に対応する。 ・「緊急安全性情報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等を全面的に見直し、医療機関において、提供される情報の緊急性・重大性を判別しやすくする方策を、厚生労働省とともに推進する。 ・後発医療用医薬品の適正使用推進のための情報提供の充実を図る。 ・医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした医療安全情報の発信を定期的に行なう。 ・各職能団体等が発信する医療安全情報を収集し、情報提供の充実を図る。 <p>オ 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策措置の効果について、企業が実施する評価と並行して、必要に応じて独自に調査・確認・検証できる体制を、平成23年度から構築する。 ・企業が医療機関等に対して確実に情報を伝達しているかなど、企業における安全対策措置の実施状況を確認するとともに、企業から伝達された情報の医療機関内での伝達・活用の状況を確認するための調査を平成22年度から段階的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者に対する服薬指導に利用できる情報の充実を図り、提供する。 ・「緊急安全性情報」等について、医療機関に対する情報伝達の方法等についても、平成21年度に厚生労働省とともに検討を行い、その結果を踏まえ、適切に対応する。 ・「緊急安全性情報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等を全面的に見直し、医療機関において、提供される情報の緊急性・重大性を判別しやすくする方策を、厚生労働省とともに推進する。 ・後発医療用医薬品の適正使用推進のための情報提供の充実を図る。 ・医療現場においてより安全に医薬品・医療機器が用いられることを目的とした医療安全情報の発信を定期的に行なう。 ・各職能団体等が発信する医療安全関連の指針や提言などの情報について、情報提供ホームページへの掲載依頼などを行ない、情報の充実を図る。 <p>オ 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策措置の効果について、企業が実施する評価と並行して、必要に応じて独自に調査・確認・検証できる体制を検討する。 ・企業が医療機関等に対して確実に情報を伝達しているかなど、企業における安全対策措置の実施状況を確認するとともに、企業から伝達された情報の医療機関内での伝達・活用の状況を確認するための調査方法等の検討を行う。 	

評価項目	【評価項目15 企業・医療関係者への安全性情報の提供とフォローアップ】 【旧評価項目17 企業、医療関係者への安全性情報の提供】	自己評定			評 定		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
<p>〔数値目標〕</p> <p>○副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等について、報告受理後概ね6ヶ月での公表を目指すこと。</p> <p>○医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該指示文書のWebへの掲載までを引き続き2日以内に行うこと。</p> <p>〔評価の視点〕</p> <p>○医療機関からの副作用情報や他企業が報告した医薬品の副作用情報等のうち自社製品に係る情報に企業からアクセスできるシステムの構築が図られているか。</p> <p>○中期計画に掲げる企業に対する相談・助言事業が適切に実施されているか。</p> <p>○中期計画に掲げられた医療関係者への情報提供事業が適切に実施されているか。</p>	<p>○副作用報告から公表までの期間を平成23年度から4ヶ月に短縮する。</p> <p>○医療用医薬品の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から2日以内にWebに掲載する。</p> <p>○医薬品医療機器情報提供ホームページについて、平成25年度までに、アクセス数の倍増を目指す。</p> <p>○医薬品医療機器情報配信サービスについて、医療機関や薬局の医薬品安全管理責任者等の登録を平成23年度までに6万件程度、平成25年度までに15万件程度を目指す。</p> <p>〔評価の視点〕</p> <p>○医薬品医療機器情報提供ホームページについて、アクセス数を倍増するための方策を講じているか。</p> <p>○副作用のラインリストについて、関係者がより活用しやすい内容とするための方策を講じるとともに、副作用報告から公表までの期間を4カ月で処理しているか。また、当該ラインリストについて、PMDAが調査した医療機関からの副作用報告について迅速に公表しているか。</p> <p>○医療用医薬品の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から2日以内にWebに掲載しているか。</p> <p>○副作用報告データ及び使用成績調査データについて、関係者が調査・研究のために利用できるようにするための体制を整備し、適切に運用しているか。</p> <p>○医薬品医療機器情報配信サービスについて、内容をより充実したものにするとともに、医療機関等の本サービスへの登録について、関係機関の協力を得て強力的に推進しているか。</p> <p>○副作用・不具合症例に係る情報を迅速に提供するとともに、医薬品等を安全かつ安心して使えるよう、一般消費者等からの相談業務を着実に実施しているか。また、患者向医薬品ガイドのより一層の周知、利便性の向上を図るとともに、患者に対する服薬指導に利用できる情報提供の充実を図っているか。</p>						

	<p>○「緊急安全性情報」等について、医療機関に対する情報伝達の方法等について、厚生労働省と検討を行うとともにその結果を踏まえ、適切に対応しているか。また、「緊急安全性情報」等を全面的に見直し、医療機関において提供される情報の緊急性、重大性を判別しやすくする方策を推進しているか。</p> <p>○後発医療用医薬品の適正使用のための情報提供を充実するとともに、医療現場においてより安全に医薬品等が用いられることを目的とした医療安全情報の発信を行っているか。また、各職能団体等が発信する医療安全情報を収集し、情報提供の充実を図るとともに、その他の国民への情報発信の更なる充実を図っているか。</p> <p>○中期計画で掲げている「講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実」に関する施策を着実に実施しているか。</p>	
--	--	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者・企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供手段の拡大を図り、医療機関での安全対策の向上に資する綿密な安全性情報提供体制の強化を図ること。同時に、安全対策業務の成果を国民に分かりやすくする観点から成果をよりの確に把握できる指標を設定すること。</p> <p>エ 講じた安全対策措置について、企業及び医療機関等における実施状況及び実効性が確認できる体制を構築すること。</p>	<p>ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 ・患者への情報発信を強化するため、患者向医薬品ガイドのより一層の周知を図るとともに、利便性の向上を図る。 ・その他国民等への情報発信の更なる充実を図る。 <p>オ 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供業務の向上に資するため、機構が一般消費者、医療関係者に対して提供した情報の活用状況に関する調査を行い、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善に反映する。 	<p>ウ 情報のフィードバック等による市販後安全体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・医療機器を安全かつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。 ・患者向医薬品ガイドについてより利用しやすい形でインターネットで提供するとともに一層の周知を図る。 ・一般向けQ&Aの充実を図るなど、国民等への情報発信充実のための検討を行う。 <p>オ 講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供業務の向上に資するため、機構が一般消費者、医療関係者に対して提供した情報の活用状況に関する調査を行い、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善に反映する。 	

評価項目	【評価項目16 患者、一般消費者への安全性情報の提供】 【旧評価項目18 患者、一般消費者への安全性情報の提供】	自己評価		評 定		
<p>評価の視点等（現行）</p> <p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○中期計画に掲げられた医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務が適切に実施されているか。</p> <p>○企業が作成する患者向けの説明文書や発現の可能性が高い既知の重篤な副作用の初期症状等をまとめた自己点検表がインターネットを活用して提供されているか。</p>	<p>評価の視点等（案）</p> <p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点]</p>					

<p>○個人情報に十分配慮しつつ、被害救済業務及び審査等業務との連携を通じ、承認から救済まで一貫した安全性の評価の実施へ向けた取組みが講じられているか。</p> <p>○一般消費者や医療関係者に対して提供した情報について平成19年度までに調査し、情報の受け手のニーズや満足度等を分析し、情報提供業務の改善へ向けた取組みが講じられているか。</p>	<p>○副作用・不具合症例に係る情報を迅速に提供するとともに、医薬品等を安全かつ安心して使えるよう、一般消費者等からの相談業務を着実に実施しているか。また、患者向医薬品ガイドのより一層の周知、利便性の向上を図るとともに、患者に対する服薬指導に利用できる情報提供の充実を図っているか。</p> <p>○後発医療用医薬品の適正使用のための情報提供を充実するとともに、医療現場においてより安全に医薬品等が用いられることを目的とした医療安全情報の発信を行っているか。また、各職能団体等が発信する医療安全情報を収集し、情報提供の充実を図るとともに、その他の国民への情報発信の更なる充実を図っているか。</p> <p>○中期計画で掲げている「講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実」に関する施策を着実に実施しているか。</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>本目標第2の(1)及び(2)で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入額の限度額</p> <p>(1) 借入限度額</p> <p>22億円</p> <p>(2) 短期借入れが想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>審査等勘定において、以下に充てることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 <p>なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入額の限度額</p> <p>(1) 借入限度額</p> <p>22億円</p> <p>(2) 短期借入れが想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金、補助金、委託費等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>審査等勘定において、以下に充てることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善に係る支出のための原資 ・職員の資質向上のための研修等の財源 <p>なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第4項の規定により、残余の額は積立金とする。</p>	

評価項目	【評価項目17 予算、収支計画及び資金計画】 【旧評価項目19 予算、収支計画及び資金計画】	自己評定	評定
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）	
<p>【数値目標】</p> <p>○特になし</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績との間に差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なものであるか。</p> <p>○利益剰余金が発生している場合には、その発生要因となった業務運営は適切なものであるか。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>○特になし</p> <p>【評価の視点】</p> <p>○予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績との間に差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なものであるか。</p> <p>○利益剰余金が発生している場合には、その発生要因となった業務運営は適切なものであるか。</p>		

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア 職員の専門性を高めるために外部機関との交流等をはじめとして適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。また、このような措置等により職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>イ 総合科学技術会議の意見具申、医療機器の審査迅速化アクションプログラム及び薬害肝炎検証委員会の中間とりまとめに基づき、必要な審査・安全対策に係る人員数を確保すること。 なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第55号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア 業務の質の向上を図るため、業務等の目標に応じて系統的に研修の機会を提供するとともに、企業との連携による研修の充実並びに厚生労働省、内外の大学及び研究機関等との交流等によって、職員の資質や能力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に新規職員に対する指導を充実させ、増員による体制強化の実行性を図る。 ・組織運営を支える事務系職員の質の向上を図るため、総合職員に対する研修プログラムについても充実を図る。 ・職員の意欲向上につながる人事評価制度を実施し、職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映する。 ・職員の専門性や業務の継続性を維持するため、将来的なキャリア形成を見据えた戦略的な配置を行う。 <p>イ 総合科学技術会議の意見具申、医療機器の審査迅速化アクションプログラム及び薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめを踏まえた常勤職員の増員を行うため、公募を中心に専門性の高い有能な人材を採用する。なお、採用に当たっては、本機構の中立性等に十分、配慮することとする。</p> <p>※人事に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の108.1%を上限とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 695人 医療機器の審査迅速化アクションプログラムを踏まえて、 平成22年度に新たに増員する審査部門の常勤職員数 14人 平成23年度に新たに増員する審査部門の常勤職員数 14人 平成24年度に新たに増員する審査部門の常勤職員数 14人 平成25年度に新たに増員する審査部門の常勤職員数 14人</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する事項</p> <p>ア 目標に応じた系統的な研修の機会を提供する。 また、施設見学、企業講師による特別研修を充実するとともに、内外の大学・研究所とのより一層の交流を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅職員、管理職員の研修を充実させることにより新規職員に対する指導を充実させる。 ・機構内文書研修の新設をはじめとする総合職員に対する研修プログラムを充実させ、事務処理に関するスキルの底上げを図るとともに、総合職員が施設見学に参加しやすい環境の整備に努める。 ・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映し、職員の意欲を向上させるため、平成19年4月に導入した新人事評価制度を着実に実施する。 ・職員の専門性や業務の継続性を確保するため、適正な人事配置を行う。 ・職員の専門性を維持するため、短期間で異なる分野の業務に異動しない等の配慮を行う。 <p>イ 総合科学技術会議の意見具申、医療機器の審査迅速化アクションプログラム及び薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会中間とりまとめを踏まえた審査・安全部門の常勤職員の人材確保状況に応じて、必要な分野の有能な人材を公募を中心に、計画的に確保していく。</p>	<p>平成21年度の業務の実績</p>

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>ウ 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないように、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講じること。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。</p>	<p>期末の常勤職員数 751人(上限)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 27,627百万円(見込)</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>ウ 製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないように、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制の強化を引き続き図る。 ・情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。 ・保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保する。 	<p>ウ・就業規則等の服務関係規程に基づき、採用時における誓約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に関する制約の規程を厳格に適用し、適切な人事管理を行う。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理システムの適正な運用を図るとともに、入退室管理について、職員への周知徹底を図る。 ・平成20年度に実施した情報システムに係るセキュリティ監査結果を踏まえ、情報セキュリティの確保に努めるとともに、テープへのバックアップを行い遠隔地にある委託業者の倉庫において適切に保管する。 ・情報セキュリティについて、現状を把握し、情報セキュリティ向上のための対応策を検討する。 ・保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保する。 	

評価項目	【評価項目18 人事に関する事項及びセキュリティの確保】 【旧評価項目20 人事に関する事項及びセキュリティの確保】	自己評価			評 定		
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）					
<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○業務等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が実施されているか。</p> <p>○職員の評価・目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるような、人事評価制度を導入し、有効に機能しているか。</p> <p>○職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。</p> <p>○ドラッグ・ラグを解消するための審査部門の常勤職員の増員等について、専門性の高い有能な人材が、中立性等に配慮しつつ、公募を中心に確保されているか。</p> <p>○製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関しどのような制約が設けられ、それに基づき適切な人事管理が行われているか。</p> <p>○事務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの確保が図られているか。</p>	<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○業務等の目標に応じた系統的な研修計画を策定し、当該計画に基づく研修が実施されているか。また、企業との連携による研修の充実並びに厚生労働省、内外の大学及び研究機関等との交流等によって、職員の資質や能力の向上を図っているか。</p> <p>○新規職員に対する指導を充実させ、増員による体制強化を図っているか。</p> <p>○事務系職員の質の向上を図るため、総合職員に対する研修プログラムについて充実を図っているか。</p> <p>○職員の評価、目標達成状況が報酬や昇給・昇格に適切に反映されるような、人事評価制度が有効に機能しているか。</p> <p>○職員の専門性や業務の継続性を確保した適正な人事配置が行われているか。</p> <p>○<u>国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。</u></p> <p>○<u>独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</u></p> <p>○ドラッグ・ラグを解消するための審査部門の常勤職員の増員等について、専門性の高い有能な人材が、中立性等に配慮しつつ、公募を中心に確保されているか。</p> <p>○製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関しどのような制約が設けられ、それに基づき適切な人事管理が行われているか。</p> <p>○事務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの確保が図られているか。</p> <p>○<u>保有文書の特性を踏まえた文書管理体制が確保されているか。</u></p>						

独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程新旧対照表

改正後	現 行																
<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="129 451 622 555"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td><u>908,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事</td> <td><u>798,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 監事</td> <td><u>746,000円</u></td> </tr> </table> <p>第5条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解任された役員にあっては、退職し、又は解任された日現在)において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>第10条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第12条 非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="264 1266 622 1301"> <tr> <td>監 事</td> <td><u>199,500円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第13条 ～ 第14条 (略)</p>	(1) 理事長	<u>908,000円</u>	(2) 理事	<u>798,000円</u>	(3) 監事	<u>746,000円</u>	監 事	<u>199,500円</u>	<p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="1167 451 1659 555"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td><u>911,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事</td> <td><u>800,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 監事</td> <td><u>748,000円</u></td> </tr> </table> <p>第5条 ～ 第8条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解任された役員にあっては、退職し、又は解任された日現在)において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>第10条 ～ 第11条 (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第12条 非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="1301 1266 1659 1301"> <tr> <td>監 事</td> <td><u>200,000円</u></td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第13条 ～ 第14条 (略)</p>	(1) 理事長	<u>911,000円</u>	(2) 理事	<u>800,000円</u>	(3) 監事	<u>748,000円</u>	監 事	<u>200,000円</u>
(1) 理事長	<u>908,000円</u>																
(2) 理事	<u>798,000円</u>																
(3) 監事	<u>746,000円</u>																
監 事	<u>199,500円</u>																
(1) 理事長	<u>911,000円</u>																
(2) 理事	<u>800,000円</u>																
(3) 監事	<u>748,000円</u>																
監 事	<u>200,000円</u>																

独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程

平成 16 年 4 月 1 日

16 規程第 3 号

改正 平成 17 年 2 月 2 日 17 規程第 3 号
平成 21 年 3 月 18 日 21 規程第 3 号
平成 21 年 6 月 11 日 21 規程第 6 号
平成 21 年 11 月 30 日 21 規程第 17 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）の給与は、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。

(給与の支払)

第 3 条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令及び理事長が別に定めるところにより役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給)

第 4 条 役員の俸給の月額を、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 理事長 | 908,000円 |
| (2) 理事 | 798,000円 |
| (3) 監事 | 746,000円 |

(特別調整手当)

第 5 条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 11 条の 3 の規定に準じて役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、東京都特別区に在勤する役員にあっては、俸給に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。

(給与の支給日)

第 6 条 俸給、特別調整手当及び通勤手当は、その月の月額の全額を毎月 15 日に支給する。ただし、15 日が休日に当たるときは前日（その日が休日に当たるときは、そ

の日以後において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

- 2 特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その日の前々日に支給し、その日が土曜日に当たるときは、その日の前日に支給するものとする。
- 3 前2項に規定する支給日に給与を支給することができない場合には、理事長が指定した日を、支給日とすることができるものとする。

(日割計算)

第7条 新たに役員となった者には、その日から俸給及び特別調整手当を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給及び特別調整手当を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給及び特別調整手当を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給及び特別調整手当を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給及び特別調整手当の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第9条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は解任された役員についても同様とする。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解任された役員にあつては、退職し、又は解任された日現在)において当該役員の受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。
- 3 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、特別手当は支給しない。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号の規定に基づき解任された役員
- (2) 基準日前一箇月以内又は基準日から基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第11条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し特別手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起

訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(非常勤役員手当)

第12条 非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

監 事 199,500円

- 2 第3条、第6条、第7及び第13条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第13条 この規程により算出した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)附則第13条の規定による医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(本項において「旧機構」という。)の解散に伴い、旧機構の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第9条第2項の在職期間の算定については、旧機構の役員であった期間を機構の役員の在職期間とみなす。

附 則(平成17年2月2日17規程第3号)

この規程は、平成17年2月2日から施行し、改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構役員給与規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月18日21規程第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月11日21規程第6号)

- 1 この規程は、平成21年6月11日から施行する。

2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第9条第2項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21年11月30日21規程第17号）
この規程は、平成21年12月1日から施行する。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の
中期計画の変更（案）の概要

1 中期計画の変更について

(1) 変更の理由

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）に対する中期目標における「施設・設備に関する計画」の指示（施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。）を達成するため、平成22年度予算において、診療所用自家発電の設置、耐震診断調査費、寮舎等空調・給湯設備改修工事に係る予算が計上されたことに伴い、中期計画を変更する必要があるものである。

(参 考)

（所 管）厚生労働省 一般会計

（組織）厚生労働本省

（項）独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費

（目）独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金
当初予算額(案) 291,200千円

(2) 変更の内容

「第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」のうち、「2 施設・整備に関する計画」、「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」の別紙1及び3を変更する。

(3) 参考（中期計画変更の手続き）

- ① のぞみの園から厚生労働大臣への中期計画変更の認可申請（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第149号）第2条第2項）
- ② 厚生労働大臣は、中期計画変更の認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴く（通則法第30条第3項）
- ③ 厚生労働大臣から財務大臣への協議（通則法第67条第2号）
- ④ 厚生労働大臣による認可（通則法第30条第1項）、のぞみの園による公表（同条第5項）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画 一部改正案 新旧対照表(改正部分のみ)

新	旧																					
<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 <u>別紙1のとおり</u></p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 <u>別紙3のとおり</u></p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 <u>別紙1のとおり</u></p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 <u>別紙3のとおり</u></p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p>																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:40%;">施設・設備の内容</th> <th style="width:15%;">予定額(単位:百万円)</th> <th style="width:45%;">財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設置工事</td> <td style="text-align: right;">90</td> <td>20年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事</td> <td style="text-align: right;">107</td> <td>20年度施設整備費補助金(第2次補正)</td> </tr> <tr> <td>診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;"><u>291</u></td> <td style="vertical-align: bottom;">22年度施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額については、中期目標期間中に実施する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金の金額である。</p>	施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財 源	スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費補助金	スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)	診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事	<u>291</u>	22年度施設整備費補助金	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:40%;">施設・設備の内容</th> <th style="width:15%;">予定額(単位:百万円)</th> <th style="width:45%;">財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設置工事</td> <td style="text-align: right;">90</td> <td>20年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事</td> <td style="text-align: right;">107</td> <td>20年度施設整備費補助金(第2次補正)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額については、中期目標期間中に実施する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金の金額である。</p>	施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財 源	スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費補助金	スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)
施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財 源																				
スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費補助金																				
スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)																				
診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事	<u>291</u>	22年度施設整備費補助金																				
施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財 源																				
スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費補助金																				
スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)																				

新 旧 対 照 表

新

別紙1
中期計画（平成20年度～平成24年度）の予算
(単位：百万円)

区 分	金 額
(収入科目)	
運営費交付金	12,100
事業収入	7,042
うち、介護給付費・訓練等給付費等収入	6,454
うち、地域生活支援事業費収入	0
うち、サービス利用計画作成費等収入	0
うち、診療収入	440
うち、実習生等受入負担金等収入	148
受託収入	0
施設整備費補助金	488
計	19,630
(支出科目)	
役員及び管理部門職員に係る人件費	1,376
うち、基本給等	1,246
うち、退職手当	130
一般管理費	510
業務経費	17,256
施設運営業務経費	15,484
うち、人件費（基本給等・退職手当）	12,654
うち、物件費	2,830
知的障害者自立支援等調査・研究費	322
うち、人件費（基本給等・退職手当）	227
うち、物件費	95
知的障害者自立支援等情報提供費	120
うち、人件費（基本給等・退職手当）	50
うち、物件費	70
知的障害者支援関係職員等養成研修費	301
うち、人件費（基本給等・退職手当）	141
うち、物件費	160
知的障害者支援関係施設援助・助言経費	101
うち、人件費（基本給等・退職手当）	101
うち、物件費	0
附帯業務経費	928
障害福祉サービス業務経費	45
うち、人件費（基本給等・退職手当）	30
うち、物件費	15
うち、地域生活支援業務経費	10
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	10
うち、診療業務経費	868
うち、人件費（基本給等・退職手当）	651
うち、物件費	217
うち、実習生等受入業務経費	5
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	5
受託経費	0
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	0
施設整備費	488
計	19,630

【人件費の見積もり】
期間中総額11,581百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
〔運営費交付金の算定ルール〕
別紙1-2参照。

旧

別紙1
中期計画（平成20年度～平成24年度）の予算
(単位：百万円)

区 分	金 額
(収入科目)	
運営費交付金	12,100
事業収入	7,042
うち、介護給付費・訓練等給付費等収入	6,454
うち、地域生活支援事業費収入	0
うち、サービス利用計画作成費等収入	0
うち、診療収入	440
うち、実習生等受入負担金等収入	148
受託収入	0
施設整備費補助金	197
計	19,339
(支出科目)	
役員及び管理部門職員に係る人件費	1,376
うち、基本給等	1,246
うち、退職手当	130
一般管理費	510
業務経費	17,256
施設運営業務経費	15,484
うち、人件費（基本給等・退職手当）	12,654
うち、物件費	2,830
知的障害者自立支援等調査・研究費	322
うち、人件費（基本給等・退職手当）	227
うち、物件費	95
知的障害者自立支援等情報提供費	120
うち、人件費（基本給等・退職手当）	50
うち、物件費	70
知的障害者支援関係職員等養成研修費	301
うち、人件費（基本給等・退職手当）	141
うち、物件費	160
知的障害者支援関係施設援助・助言経費	101
うち、人件費（基本給等・退職手当）	101
うち、物件費	0
附帯業務経費	928
障害福祉サービス業務経費	45
うち、人件費（基本給等・退職手当）	30
うち、物件費	15
うち、地域生活支援業務経費	10
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	10
うち、診療業務経費	868
うち、人件費（基本給等・退職手当）	651
うち、物件費	217
うち、実習生等受入業務経費	5
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	5
受託経費	0
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	0
施設整備費	197
計	19,339

【人件費の見積もり】
期間中総額11,581百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
〔運営費交付金の算定ルール〕
別紙1-2参照。

新 旧 対 照 表

新			旧		
別紙3 資金計画（平成20年度～平成24年度）			別紙3 資金計画（平成20年度～平成24年度）		
(単位：百万円)			(単位：百万円)		
区	分	金 額	区	分	金 額
資金支出		19,630	資金支出		19,339
業務活動による支出		19,142	業務活動による支出		19,142
投資活動による支出		488	投資活動による支出		197
財務活動による支出		0	財務活動による支出		0
次期中期目標期間への繰越金		0	次期中期目標期間への繰越金		0
資金収入		19,630	資金収入		19,339
業務活動による収入		19,142	業務活動による収入		19,142
運営費交付金による収入		12,100	運営費交付金による収入		12,100
事業収入		7,042	事業収入		7,042
介護給付費・訓練等給付費等収入		6,454	介護給付費・訓練等給付費等収入		6,454
地域生活支援事業費収入		0	地域生活支援事業費収入		0
診療収入		440	診療収入		440
実習生等受入負担金等収入		148	実習生等受入負担金等収入		148
受託収入		0	受託収入		0
投資活動による収入		488	投資活動による収入		197
施設整備費による収入		488	施設整備費による収入		197
前期中期目標期間よりの繰越金		0	前期中期目標期間よりの繰越金		0

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第二期中期計画

平成20年3月31日付厚生労働省発障第0331002号認可
 変更：平成21年3月26日付厚生労働省発障第0326003号認可
 変更：平成22年※月※※日付厚生労働省発障第※※※※※※号認可

独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところによる独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画は、次のとおりとしたい。

平成20年2月29日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 遠藤 浩

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立のぞみの園」という。）は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条に規定する業務を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

1 効率的な業務運営体制の確立

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。）等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

①組織体制

重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。

なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首（20年度当初）に比較して20%を削減する。

②人件費改革と給与水準の適正化

ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7

月7日閣議決定)や「整理合理化計画」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等、引き続き人件費改革に取り組む。

なお、給与の水準については、国立のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況、同種の民間施設等の状況などを踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。

イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。

③人事配置

職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。

(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組

①内部統制の向上を図るための取組

役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るための検討を行い、具体的な取組状況を公表する。

②内部進行管理の充実

各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。

③リスク回避・軽減への取組

国立のぞみの園の施設運營業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取り組みを進める。

④業務内容の情報開示

国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。

⑤取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備

随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

①経費の節減

中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）（以下、「随意契約見直し計画」という。）等に基づく合理化に取り組む。

②運営費交付金以外の収入の確保

- ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。
- イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。

2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。

(1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討

施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。

(2) 地域の社会資源・公共財としての活用

①診療所の機能の活用

診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。

②福祉関係者等への活動の場としての活用

施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。

3 合理化の推進

重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

①「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

②一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。

③監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自立支援のための取組

重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。

(1) 地域移行に向けた取組

中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の取組を丁寧かつきめ細かく進める。

①実施計画の作成と実践

厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。

ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保

イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施

ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保

エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備

②地域移行モデルの情報提供

これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。

(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援

行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。

2 調査・研究

(1) 調査・研究のテーマ等の設定

調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に関する事、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支

援方法等に関する事、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関する事等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。

(2) 調査・研究の実施体制等

①方針・内容の協議

各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。

②業務の計画的・効率的な実施

調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。

③外部の研究者等との連携・協力

調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。

(3) 成果の積極的な普及・活用

調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。

①広報媒体の活用

研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。

また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。

②研修会、講演会等における発表

国立のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。

また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。

3 養成・研修

次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティア

アを希望する者には、実践の機会を提供する。

なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。

(1) 養成・研修

国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。

また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の学生等の実習生の受入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。

なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。

(2) ボランティアの養成

国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。

4 援助・助言

援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。

5 その他の業務

前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。

(1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。

また、心理外来等の利用の拡大に努める。

(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。

6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

国立のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。

また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に

反映させるよう努める。

(1) 第三者から意見等を聴取する場の開催

総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。

(2) 第三者評価機関による評価

第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。

第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 450,000,000円

2 想定される理由

(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流

2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入

3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりな

どの地域移行の取組み

4 退職手当（依願退職等）への充当

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。

(2) 人員に係る指標

期末（24年度末）の常勤職員数を期首（20年度当初）の80%とする。

(参考1) 職員の数

期首の常勤職員数	279名
期末の常勤職員数の見込み	223名

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

11,581百万円

2 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源
スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費 補助金
スプリンクラー設置工事及び特定寮の バリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費 補助金（第2次補正）
診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事	291	22年度施設整備費 補助金

(注) 金額については、中期目標期間中に実施する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金の金額である。

3 積立金処分に関する事項

なし

別紙1

中期計画（平成20年度～平成24年度）の予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
(収入科目)	
運営費交付金	12,100
事業収入	7,042
うち、介護給付費・訓練等給付費等収入	6,454
うち、地域生活支援事業費収入	0
うち、サービス利用計画作成費等収入	0
うち、診療収入	440
うち、実習生等受入負担金等収入	148
受託収入	0
施設整備費補助金	488
計	19,630
(支出科目)	
役員及び管理部門職員に係る人件費	1,376
うち、基本給等	1,246
うち、退職手当	130
一般管理費	510
業務経費	17,256
施設運営業務経費	15,484
うち、人件費（基本給等・退職手当）	12,654
うち、物件費	2,830
知的障害者自立支援等調査・研究費	322
うち、人件費（基本給等・退職手当）	227
うち、物件費	95
知的障害者自立支援等情報提供費	120
うち、人件費（基本給等・退職手当）	50
うち、物件費	70
知的障害者支援関係職員等養成研修費	301
うち、人件費（基本給等・退職手当）	141
うち、物件費	160
知的障害者支援関係施設援助・助言経費	101
うち、人件費（基本給等・退職手当）	101
うち、物件費	0
附帯業務経費	928
うち、障害福祉サービス業務経費	45
うち、人件費（基本給等・退職手当）	30
うち、物件費	15
うち、地域生活支援業務経費	10
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	10
うち、診療業務経費	868
うち、人件費（基本給等・退職手当）	651
うち、物件費	217
うち、実習生等受入業務経費	5
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	5
受託経費	0
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	0
施設整備費	488
計	19,630

〔人件費の見積もり〕

期間中総額11,581百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

別紙1-2参照。

中期目標期間中（平成20年度～平成24年度）については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金額} = \left[\text{人件費} + \text{一般管理費 (A)} + \text{業務物件費 (B)} \right] \times \alpha \times \beta + \text{特殊要因} \\ \left(\text{定年退職者に係る退職手当に相当する経費} \right) (X) - \text{事業収入 (Y)}$$

人件費 = 前年度人件費（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く） $\times s$

一般管理費 (A) = (人件費以外の前年度一般管理費) $\times \gamma$

業務物件費 (B) = (人件費以外の前年度業務経費) $\times \gamma$

特殊要因 (X) = 定年退職者に係る退職手当に相当する経費

事業収入 (Y) = (運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう事業収入の見積額) $\times y$

α : 効率化係数

β : 政策係数

γ : 消費者物価指数

s : 人件費調整係数

y : 事業収入調整係数

(注1) 上記により算出した人件費については、「役員及び管理部門職員に係る人件費」と「各業務経費」の区分が明確になるよう、各事業年度毎に定める。

(注2) 上記により算出した業務物件費 (B) については、「各業務経費」の区分が明確になるよう、各事業年度毎に定める。

(注3) γ 、 s 及び y については、各年度の運営費交付金算定時に具体的な数値を定める。

(注4) α 及び β については、運営費交付金額（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く）について、中期目標期間の最終年度（平成24年度）の額が、前中期目標期間最終年度（平成19年度）に比べ23%以上節減となるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

(注5) 中期計画期間全般にわたる予算の見積に際しては、 β 、 γ 及び y については、伸び率を0と推定し、特殊要因 (X) については定年退職者に係る退職手当に相当する経費を、事業収入 (Y) については各事業年度に想定される全額を勘案し、 α については0.9817、 s については0.9606と推計し、それぞれ算定した。算定された一般管理費 (A) と業務物件費 (B) については、双方の合計額の範囲内において配分の調整を加えた。

別紙 2

収支計画（平成20年度～平成24年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	19,142
経常費用	19,142
役員及び管理部門職員に係る人件費	1,376
うち、基本給等	1,246
うち、退職手当	130
一般管理費	510
業務経費	17,256
施設運営業務経費	15,484
うち、人件費（基本給等・退職手当）	12,654
うち、物件費	2,830
知的障害者自立支援等調査・研究費	322
うち、人件費（基本給等・退職手当）	227
うち、物件費	95
知的障害者自立支援等情報提供費	120
うち、人件費（基本給等・退職手当）	50
うち、物件費	70
知的障害者支援関係職員等養成研修費	301
うち、人件費（基本給等・退職手当）	141
うち、物件費	160
知的障害者支援関係施設援助・助善経費	101
うち、人件費（基本給等・退職手当）	101
うち、物件費	0
附帯業務経費	928
うち、障害福祉サービス業務経費	45
うち、人件費（基本給等・退職手当）	30
うち、物件費	15
うち、地域生活支援業務経費	10
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	10
うち、診療業務経費	868
うち、人件費（基本給等・退職手当）	651
うち、物件費	217
うち、実習生等受入業務経費	5
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	5
受託経費	0
うち、人件費（基本給等・退職手当）	0
うち、物件費	0
施設整備費	0
減価償却費	0
その他費用	0
収益の部	19,142
運営費交付金収益	12,100
事業収入	7,042
施設整備費補助金	0
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返補助金等戻入	0
繰越欠損金	0
その他収入	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

（注）当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とすることを想定している。

別紙3

資金計画（平成20年度～平成24年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	19,630
業務活動による支出	19,142
投資活動による支出	488
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	19,630
業務活動による収入	19,142
運営費交付金による収入	12,100
事業収入	7,042
介護給付費・訓練等給付費等収入	6,454
地域生活支援事業費収入	0
診療収入	440
実習生等受入負担金等収入	148
受託収入	0
投資活動による収入	488
施設整備費による収入	488
前期中期目標期間よりの繰越金	0

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。</p> <p>② 人件費改革と給与水準の適正化 ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)や「整理合理化計画」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等、引き続き人件費改革に取り組む。 なお、給与の水準については、国立のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況、同種の民間施設等の状況などを踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p> <p>③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 組織体制 ア 業務運営の一層の効率化や、自立支援の取組に関する課題等に対応するため組織体制の見直しを行う。 イ 常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。</p> <p>② 人件費改革への着実な取組 ア 平成21年度から実施する国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度について、旧制度からの切替を確実にを行い、新制度への円滑な移行を図る。 イ 人事評価制度について、これまでの実施状況や国家公務員の人事評価のリハーサル施行の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、人事評価の結果等を職員給与へ反映させるための具体的な検討を行う。</p> <p>③ 人事配置 ア 人事評価の結果等を活用し、 ①職員意識高揚と能力開発、 ②適材適所の人事配置、 ③公正な処遇等に努める。 イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を平成20年度に引き続き実施する。</p>	

		ウ 施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行う。			
		自己評価		評価項目1	評 定
評 価 の 視 点 等 (現 行)		評 価 の 視 点 等 (案)			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成20年度においても計画的に削減を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成20年度においても計画的に削減を行う。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度内にラスパイレズ指数を98.1以内とする。 			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。 		<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 		<ul style="list-style-type: none"> ・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 			
<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) 			
<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費の支出は、適切であるか。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組 組役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るための検討を行い、具体的な取組状況を公表する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 国立のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取り組みを進める。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 随意契約の適正化等の効率的な</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組 内部統制について、平成20年度に取りまとめた内部統制・ガバナンス強化に関する報告に基づき、リスク対応に重点を置いた取組を行う。 また、適切な業務運営を確保するため、業務の執行状況等に関する内部監査を実施する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部所にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。 イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を適確に講じる。 イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起こらないよう注意喚起を図る。 ウ ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。 エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 ホームページ等において、平成20年度の業務運営の状況や財務状況について公表するとともに、平成21年度における業務運営の遂行状況に関わる重要事項等について適宜公開するなど、積極的な情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 監事及び会計監査人による監査</p>	

	<p>業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。</p>	<p>が効果的かつ効率的に行うことができるよう、平成21年度から内部監査を実施するとともに、それを担当する部所を組織として位置付ける。</p>			
	自己評価		評価項目2	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
<p>[数値目標] ・業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価 会議を平成20年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。</p>	<p>[数値目標] ・業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価 会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。</p>				
<p>[評価の視点] ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>[評価の視点] ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>				
<p>・業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。 また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。</p>	<p>・業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。 また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。</p>				
<p>・業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。</p>	<p>・業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。</p>				
<p>・施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。</p>	<p>・施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。</p>				
	<p>・業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑問を抱くことのない開かれた法人運営、日安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)</p>				
	<p>・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>				
	<p>・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判されていたり、国民から疑問を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)</p>				

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて2.3%以上節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づき運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づき合理化に取り組む。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 ア 定年退職者の後補充について、原則として行わないこととし、常勤職員数の削減を図る。</p> <p>イ 平成21年度から実施する国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度の円滑な施行を図り、人件費の削減に取り組む。</p> <p>ウ 契約について、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づき適正な実施を図る。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 平成21年4月の障害福祉サービス費用の改定の影響を正確に把握し、安定的な事業費収入の確保に努める。</p> <p>イ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者2名に対して、継続して社会生活適応支援を提供するほか、今後の地域生活移行の状況に応じて、新たな対象者の有期限の受け入れについて検討する。</p> <p>ウ 就労移行支援の利用拡大など、計画的な実施を図る。</p> <p>エ 地域のニーズを踏まえ、短期入所を推進する。</p> <p>オ 通所利用者の利用拡大を図る。 また、施設外の生活介護事業を平成21年度から新たに実施し、通所利用者の新規開拓に努める。</p> <p>カ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。</p> <p>キ 法人の単独事業として実施する在宅の知的障害者を対象とした宿泊体験及び余暇活動の場を提供する事業の利用者の拡大を図る。</p> <p>ク 国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。</p> <p>ケ 専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
		とができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。	
	自己評価	評価項目3	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <p>・一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。</p> <hr/> <p>[評価の視点]</p> <p>・一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。</p> <hr/> <p>・事業収入の増加を図るための取組を行っているか。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>・一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。</p> <hr/> <p>[評価の視点]</p> <p>・一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。</p> <hr/> <p>・事業収入の増加を図るための取組を行っているか。</p> <hr/> <p>・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、現状分析や利用方法等の検討を随時行う。 併せて、不用となった建物の処分等についても検討する。 ② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	<p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用</p> <p>① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場を提供するなど、一層の利用促進を図る。</p>	<p>の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用</p> <p>① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。 イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。 ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。</p>			
		自己評価	評価項目4	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 				
<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。 				
<ul style="list-style-type: none"> 保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。 				
<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。 				
<ul style="list-style-type: none"> 地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。 				

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>3 合理化の推進</p> <p>(1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成21年度においても、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実にを行い、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 平成21年度における新しい事業等の実施状況を見極めながら、外部委託の検討を行う。</p>			
自己評価			評価項目5	評	定
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
<p>[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>		<p>[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・一般競争入札等の実施状況はどうか。競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
<ul style="list-style-type: none"> ・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組 (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の取組を丁寧かつきめ細かく進める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ 施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p>	

		自己評価	評価項目6	評 定
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成20年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。 <hr/> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割以上縮減すること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。 <hr/> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。 		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績	
	<p>① 実施計画の作成と実践 厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施</p>	<p>② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組 次の取組みを行うことにより、平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>a 移行先を具体的かつ丁寧に説明することにより、具体的な地域生活のイメージを持たせ、安心感を与える。</p> <p>b 来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問を行うなど、理解と同意を求める取組を強化する。</p> <p>c 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。</p> <p>d 移行前に地域生活体験ホームにおいて地域生活体験を経験させることにより、不安感を解消する。</p>		
		自己評価	評価項目7	評 定
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に25人程度の保護者の同意を得る。 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度中に25人程度の保護者等の同意を得る。 		

<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。</p>	<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。</p>		
<p>中期目標(第2期)</p>	<p>中期計画(第2期)</p>	<p>平成21年度計画</p>	<p>平成21年度の業務の実績</p>
	<p>ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保 エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備 ② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。</p>	<p>イ 地域移行の環境整備に向けた移行先の確保 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成21年度においては、茨城県、栃木県、岐阜県、大阪府、山口県、広島県、大分県に対して、重点的に地域移行への協力を依頼する。 ウ 移行者に対する地域生活定着支援 ・ 移行直前の健康診断の実施を徹底する。 ・ 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域相談支援センターによる支援を行う。 ③ 地域移行モデルの作成 本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整など、地域移行にきめ細かく丁寧に対応した事例を取りまとめ、地域移行を進める上で重要な関係者の協力・調整に対する取組・心構えに関するマニュアルを作成する。</p>	
	<p>自己評価</p>	<p>評価項目8</p>	<p>評 定</p>
<p>評価の視点等(現行)</p>	<p>評価の視点等(案)</p>		
<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。</p>	<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。</p>		

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績			
<p>(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス提供 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する。 なお、実施にあたっては、外部から行動障害等の専門家を平成20年度から引き続き招へいし、専門的な指導・助言を受ける。</p> <p>② 新規受入の継続 平成20年度から開始した行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の有期限の受入れを継続し、施設入所支援、自立訓練等の日中活動支援を提供する。</p> <p>③ 日中活動支援の充実 提供する日中活動について、個々の障害の特性、能力等に応じて効果的なサービス内容とするため、平成21年度において施設外の生活介護事業を新たに実施するなど、日中活動のメニューの充実を図る。</p> <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、再犯を防止し地域での自立生活に向けて、有期限の受入を継続し、自立に向けた支援を提供する。 また、これらの実践等を通じて、刑務所出所後の受皿となる福祉施設における効果的な支援プログラムの開発等の検討を行う。</p>				
		自己評価		評価項目9	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				
<p>[評価の視点] ・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</p>		<p>[評価の視点] ・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</p>				

<p>・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p> <p>・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。</p>	<p>・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p> <p>・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。</p>		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。</p> <p>なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。</p> <p>また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施すること。</p> <p>(2) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p> <p>① 広報媒体を活用した情報発信</p> <p>調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。</p> <p>② 講演会等の開催</p> <p>知的障害関係業務に従事する職</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ等の設定</p> <p>調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に關すること、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関すること、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関すること等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 方針・内容の協議</p> <p>各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会」において協議を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施</p> <p>調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ</p> <p>① 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究</p> <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムに関する調査・研究</p> <p>③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究(5年計画の2年次H)</p> <p>④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究(3年計画の1年次H)</p> <p>⑤ 知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究(2年計画の2年次H)</p> <p>⑥ 地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する調査・研究</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 実施体制</p> <p>ア 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>イ 計画的かつ効率的に調査・研究を実施するため、国立のぞみの園研究会の下に設置する「調査・研究調整会議」を定期的に開催し、国立のぞみの園研究会</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。</p> <p>③ 各種研究会等を活用した普及全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。</p>	<p>係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。</p>	<p>議における決定事項を踏まえ、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>② 外部の研究者等との連携・協力調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力により実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制を確保する。 また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募って実施することも検討する。</p>	

自己評価		評価項目10	評 定
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)	
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成20年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど若しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。 設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。 調査・研究を6テーマ以上を実施する。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど若しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。 設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。 		

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	② 研修会、講演会等における発表 国立のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。	イ 社会福祉学会や関係団体等の学会誌、機関誌への調査・研究論文の掲載を図る。 ② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。 イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。			
	自己評価		評価項目11	評定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究紀要を年間1回以上発行する。 <p>・調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。 <p>・調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。</p>		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究紀要を年間1回以上発行する。 <p>・調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。 <p>・調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。</p>			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。	3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見を踏まえて設定する。 (1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対	3 養成・研修 (1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。</p> <p>また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の学生等の実習生の受入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。</p> <p>なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。</p> <p>(2) ボランティアの養成 国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p>	<p>ア 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、国立のぞみの園が主催により、次のセミナーを実施する。</p> <p>a 行動援護従業者養成中央セミナーを実施する。</p> <p>b 福祉セミナーについて、国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、平成21年度中に2回実施する。</p> <p>なお、このうち1回は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナーとする。</p> <p>c 最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成21年度に2回実施する。</p> <p>イ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。</p> <p>② 実習生の受入 ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成20年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。</p> <p>なお、平成21年度においては、実習プログラムを実践する中で、資格取得の養成学校等と連携・協力して、プログラムの検証を行い、必要に応じて、平成22年度に向けた改訂の検討を行う。</p> <p>イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。</p> <p>(2) ボランティアの養成 ① ボランティアメニューの整備 平成20年度に整備したボランティアメニューのプログラムに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。</p> <p>② ボランティアメニューの周知 施設紹介ビデオを活用して、国立のぞみの園の活動の周知を図るとともに、ホームページやニュースレター等にボランティアメニューを掲載する。</p> <p>また、ボランティア団体等に対して、利用に関する働きかけを行う。</p>	

	自己評価	評価項目12	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び犯罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成20年度にそれぞれ1回実施する。 <p>・国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成20年度に2回実施する。</p> <p>・最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成20年度に2回実施する。</p>	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び犯罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。 <p>・国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成21年度に2回実施する。</p> <p>・最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成21年度に2回実施する。</p> <p>・養成・研修の参加者の満足度が80%以上とする。 (アンケート内容を精査のうえ、平成22年度より評価の視点等として実施する。)</p>		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成・研修の実施状況はどうか。 <p>・国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</p> <p>・大学・専門学校等の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。</p> <p>・ボランティアの養成の取組状況はどうか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成・研修の実施状況はどうか。 <p>・国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</p> <p>・大学・専門学校等の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。</p> <p>・ボランティアの養成の取組状況はどうか。</p>		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>4 援助・助言</p> <p>重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。</p> <p>また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>(1) 援助・助言の利用拡大</p> <p>ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、周知を図り、利用拡大に努める。</p> <p>(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供</p> <p>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言、及び情報提供を行う。</p> <p>なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。</p>	

		自己評価	評価項目13	評 定
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)		
[評価の視点] ・援助・助言の実施件数はどうなっているか。	[評価の視点] ・援助・助言の実施件数はどうなっているか。			
・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。	・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。			
・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。	・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績	
5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に努める。	5 その他の業務 (1) 診療所について ① 適切な医療の提供 ア 診療所は、施設利用者のかかりつけ医として、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。 a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的実施する。 b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。 c 施設利用者全員(禁忌を除く)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。 イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。 ② 地域医療への貢献 地域医療への貢献を図る観点から、施設利用者への診療に支障のない範囲内で、地域の知的障害者等に対する診療に積極的に取り組む。 ③ 心理外来等の利用拡大等 心理外来等について、利用拡大に努めるとともに、関係機関と連携しその充実を図る。		

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。	(2) 地域の障害者支援の充実 ① 高崎市自立支援協議会における活動 高崎市自立支援協議会に参加し地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けた活動を積極的に行う。 ② 地域の障害者に対する生活支援 地域の障害者等を対象として、短期入所や共同生活介護(ケアホーム)等のサービスを提供するとともに、相談支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施する。 平成21年度においては、地域の知的障害者等の自立を支援するため、施設外においても生活介護事業を行い、日中活動の充実を図る。			
		自己評価	評価項目14	評 定	
	評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)			
	[評価の視点] ・診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。 ・地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。	[評価の視点] ・診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。 ・地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。 (1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。 (2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等の国立のぞみの園運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。 (2) 第三者評価機関による評価 福祉サービスに係る第三者評価機関による評価を実施する。			

		自己評価	評価項目15	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
[数値目標] ・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。 ・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。		[数値目標] ・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。 ・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。			
[評価の視点] ・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。 ・その場が出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。		[評価の視点] ・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。 ・その場が出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 450,000,000円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 450,000,000円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当(依願退職等)への充当</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組に係る費用</p> <p>4 退職手当(依願退職等)への充当</p>			
		自己評価	評価項目16	評 定	
	評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)			
	<p>[数値目標]</p> <p>自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、どうなっているか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p> <p>・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>[数値目標]</p> <p>自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、どうなっているか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p> <p>・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p>			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績											
	(2) 人員に係る指標 期末(24年度末)の常勤職員数を期首(20年度当初)の80%とする。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 279名 期末の常勤職員数の見込み 223名 (参考2) 中期目標期間の人員費総額 中期目標期間中の人員費総額見込み 11,581百万円	(2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成21年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。 (参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 270名 年度末の常勤職員数の見込み 260名 (参考2) 人員費総額 平成21年度の人員費総額見込み 2,474百万円												
	自己評価		評価項目17	評定										
	評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)											
[評価の視点] ・ 人事に関する計画は実施されているか。		[評価の視点] ・ 人事に関する計画は実施されているか。												
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績											
	2 施設・設備に関する計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額(単位:百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設置工事</td> <td>90</td> <td>20年度施設整備費</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事</td> <td>107</td> <td>20年度施設整備費補助金(第2次補正)</td> </tr> </tbody> </table> 3 積立金処分に関する事項 なし	施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財源	スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費	スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)	2 施設・設備に関する計画 なし ただし、平成20年度第2次補正予算(明許繰越)に計上された次の工事について、21年度内に施工する。 ・ 生活寮等に係る消防法施行令改正に伴う第2期スプリンクラー設置工事 ・ 特定寮(つつじ寮)のバリアフリー化等改修工事			
施設・設備の内容	予定額(単位:百万円)	財源												
スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費												
スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)												
	自己評価		評価項目18	評定										
	評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)											
[評価の視点] ・ 施設・設備に関する計画は実施されているか。		[評価の視点] ・ 施設・設備に関する計画は実施されているか。												

役員給与規程

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程</p> <p>平成15年10月1日規程第6号 平成15年10月31日規程第15号 平成16年6月1日規程第27号 平成16年7月1日規程第28号 平成17年7月1日規程第49号 平成18年6月30日規程第65号 平成19年6月29日規程第85号 平成21年6月25日規程第126号 平成21年12月1日規程第134号</p>	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程</p> <p>平成15年10月1日規程第6号 平成15年10月31日規程第15号 平成16年6月1日規程第27号 平成16年7月1日規程第28号 平成17年7月1日規程第49号 平成18年6月30日規程第65号 平成19年6月29日規程第85号 平成21年6月25日規程第126号</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、通勤手当及び非常勤役員手当とする。</p> <p>(俸給)</p> <p>第3条 役員の俸給月額を、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 789,000円 (2) 理事 692,000円 (3) 監事 646,000円</p> <p>(俸給の支給定日及び支給方法)</p> <p>第4条 役員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。</p> <p>2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。</p> <p>(新たに役員となった者の俸給)</p> <p>第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、通勤手当及び非常勤役員手当とする。</p> <p>(俸給)</p> <p>第3条 役員の俸給月額を、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 789,000円 (2) 理事 692,000円 (3) 監事 646,000円</p> <p>(俸給の支給定日及び支給方法)</p> <p>第4条 役員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。</p> <p>2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。</p> <p>(新たに役員となった者の俸給)</p> <p>第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、</p>

退職し又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第6条 役員が退職し又は解任により役員でなくなったときは、その日まで俸給を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 第5条又は前条第1項の規定により本俸を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給については、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第9条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 期末手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日をこえない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても別に定める場合を除き同様とする。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額、俸給月額に100分の25を乗じて得た額及び俸給月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下「基礎額」という。)に、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の職務実績等に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

退職し又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第6条 役員が退職し又は解任により役員でなくなったときは、その日まで俸給を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 第5条又は前条第1項の規定により本俸を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給については、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第9条

特別手当は6月1日及び12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日をこえない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても別に定める場合を除き同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額、俸給月額に100分の25を乗じて得た額及び俸給月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

5 勤勉手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。
この場合において、のぞみの園が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額を超えてはならない。

6 理事長は、前項の規定による特別手当の額について厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者については、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項又は第3項の規定により解任されたもの
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第9条の3 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、のぞみの園の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

3 理事長は、前項の規定による特別手当の額について厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者については、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項又は第3項の規定により解任されたもの
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第9条の3 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、のぞみの園の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(非常勤役員手当の月額)

第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額20万9千円とする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 実施日の前日において、心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で、引き続きのぞみの園の役員となった者の在職期間の算定については、協会の役員であった期間をのぞみの園の在職期間とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、本改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - (1) 心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で引き続きのぞみの園の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において協会の役員として受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額（のぞみの園設立後に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、協会またはのぞみの園の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に心身障害者福祉協会の役員として支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(非常勤役員手当の月額)

第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額20万9千円とする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 実施日の前日において、心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で、引き続きのぞみの園の役員となった者の在職期間の算定については、協会の役員であった期間をのぞみの園の在職期間とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、本改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - (1) 心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で引き続きのぞみの園の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において協会の役員として受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額（のぞみの園設立後に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、協会またはのぞみの園の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に心身障害者福祉協会の役員として支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則
この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則
1 この規程は、平成21年6月25日から施行する。

2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第9条の規定の適用については、第9条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則
この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則
1 この規程は、平成21年6月25日から施行する。

2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第9条の規定の適用については、第9条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程

	平成15年10月	1日規程第	6号
改 正	平成15年10月31日	規程第	15号
	平成16年	6月	1日規程第
			31号
	平成16年	7月	1日規程第
			32号
	平成17年	7月	1日規程第
			49号
	平成18年	6月30日	規程第
			65号
	平成19年	6月29日	規程第
			85号
	平成21年	6月25日	規程第
			126号
	平成21年12月	1日規程第	134号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、通勤手当及び非常勤役員手当とする。

(俸給)

第3条 役員の俸給月額を、次の各号とする。

- (1) 理事長 789,000円
- (2) 理事 692,000円
- (3) 監事 646,000円

(俸給の支給定日及び支給方法)

第4条 役員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

(新たに役員となった者の俸給)

第5条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。ただし、退職し又は解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第6条 役員が退職し又は解任により役員でなくなったときは、その日まで俸給を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第7条 第5条又は前条第1項の規定により本俸を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給については、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額を、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第9条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

- 2 期末手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日から起算して30日をこえない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても別に定める場合を除き同様とする。

- 3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額、俸給月額に100分の25を乗じて得た額及び俸給月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下「基礎額」という。)に、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

- 4 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の職務実績等に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。

- 5 勤勉手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、のぞみの園が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額を超えてはならない。

- 6 理事長は、前項の規定による特別手当の額について厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項又は第3項の規定により解任されたもの
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第9条の3 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場

合であって、その者に対し特別手当を支給することが、のぞみの園の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（非常勤役員手当の月額）

第10条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額20万9千円とする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員について準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 実施日の前日において、心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で、引き続きのぞみの園の役員となった者の在職期間の算定については、協会の役員であった期間をのぞみの園の在職期間とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、本改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。
 - (1) 心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の役員であった者で引き続きのぞみの園の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において協会の役員として受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額（のぞみの園設立後に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び通勤手当の月額の合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、協会またはのぞみの園の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に心身障害者福祉協会の役員として支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年6月25日から施行する。

2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第9条の規定の適用については、第9条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。



独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(＝一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(＝二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 指摘事項の具体例は、P. 6～18を参照。

1 平成20年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人101法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の平成20年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は241事項)。

(1) 二次評価の主な視点

平成20年度における独立行政法人の業務の実績に関する二次評価については、平成21年3月30日に当委員会で決定した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)に沿って、同日当委員会の独立行政法人評価分科会で決定した「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」(以下「評価の具体的取組」という。)において示している点に特に留意して実施した。

(主な視点)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 財務内容や業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 二次評価における新たな取組

評価の視点及び評価の具体的取組において示している視点等のうち、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、国民の関心が高く、より一層の透明性の向上と厳格な評価が求められることから、各府省の協力を得て実態調査を実施した。その結果は、当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 契約の適正化（独法及び準用法人計103法人中93法人について指摘）

調査結果の概要（本文 P.239～265）

ア 契約規程類の整備状況

- 指名競争入札限度額が国の基準と異なる（1法人）
- 包括的随契条項(注)に係る基準が明確かつ具体的に定められていない（3法人）
- 予定価格の作成・省略について会計規程等に明確に定められていない（12法人）
- 総合評価方式や複数年度契約について会計規程等に明確に定められていない（23法人）
- 総合評価方式や企画競争・公募を実施する場合に要領・マニュアル等が整備されていない（33法人）

(注) 「その他随意契約とする特別の理由があるとき」など、随意契約とすることができることについて、包括的にしか定めていない条項

イ 契約の審査体制の状況

- 82法人において「随意契約審査委員会」「入札検討委員会」等の審査組織（合計453組織）が設けられている
- 上記の審査組織（453組織）のうち契約全般を対象とするのは234組織、第三者を構成員とするものは89組織、事前審査をするものは417組織

意見の概要

ア 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、規程類の整備内容の適切性等について厳格に評価すべき（34法人）

イ 法人の業務の特性、契約事務量、職員規模などを勘案した上で、契約事務手続に係る審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか検証結果を明らかにすべき（66法人）

2

調査結果の概要（本文 P.239～265）

ウ 随意契約見直し計画の進捗状況

	平成18年度	平成20年度	目標
競争性のない随意契約	1兆877億円	4,256億円	3,334億円

- 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)を達成していない（37法人）

エ 特定委託契約（注）の再委託の状況

- 一括再委託の禁止措置や再委託の把握措置について内部規程等に定められていない（29法人）
- 再委託を行う場合に承認・届出等の手続を行っていない案件がある（5法人）
- 再委託の金額を把握していない案件がある（5法人）
- 随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がある（9法人）

(注) 試験、研究、調査、システムの開発・運用等の委託契約

オ 一般競争入札における1者応札の状況

	平成19年度	平成20年度
一般競争入札(a)	2万4,286件	3万5,662件
1者応札(b)	1万 805件	1万7,412件
割合(b/a)	44.5%	48.8%

- 1者応札の割合（件数）が50%以上（33法人）
- 1者応札の割合（件数）が前年度より増加（56法人）

意見の概要

ウ 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標を達成していない法人について、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果を引き続き明らかにすべき（37法人）

エ 特定委託契約における再委託の必要性等について厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の検討を促すべき（38法人）

オ 制限的な応札条件が設定されていないかなど厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討を促すべき（33法人）

※ 左記の調査結果も踏まえ、政府としては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、①競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、②一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検、見直しを行うこととしている。

3

イ 諸手当及び法定外福利費の適切性確保 (独法101法人中84法人について指摘)

調査結果の概要 (本文 P.267~300)

ア 諸手当

- ① 国家公務員と比べて給与水準が高い法人(51法人)のうち、給与水準に影響する手当(俸給の特別調整、扶養手当、住居手当等)について、国より高い支給額を定めている手当、支給額算定方法が国と異なる手当、法人独自の手当(41法人、延べ103手当)
- ② 給与水準に影響しない手当(通勤手当、特殊勤務手当等)について、国より高い支給額を定めている手当、支給額算定方法が国と異なる手当、法人独自の手当(29法人、延べ65手当)

イ 法定外福利費

国におけるレクリエーション経費の見直し等を契機に、以下のとおり支出の見直しが行われている。

支出項目	19年度に支出	うち廃止予定
互助組織への支出	31法人	11法人
文化・体育・レクリエーション事業への支出	57法人	33法人
食券交付等の給食費補助	27法人	20法人
慶弔関連への支出	81法人	2法人
福利厚生代行サービス等への支出	18法人	7法人

意見の概要

ア 諸手当について、

- ① 給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき(38法人、延べ90手当)
- ② 社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき(27法人、延べ58手当)

イ 法定外福利費の支出について、他の法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき(81法人)

4

(2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計64事項について指摘)

① 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 情報通信研究機構(総務省評価委員会)
- ✓ 農畜産業振興機構(農林水産省評価委員会)
- ✓ 空港周辺整備機構(国土交通省評価委員会)など 13法人(3評価委員会)

② 勧告の方向性、既往の政府の方針等で指摘した事項の取組状況に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

(勧告の方向性関係)

- ✓ 国際交流基金(外務省評価委員会)
- ✓ 日本学生支援機構、大学入試センター(文部科学省評価委員会)
- ✓ 農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省評価委員会)など 15法人(5評価委員会)

(その他政府方針等)

- ✓ 高齢・障害者雇用支援機構、医薬品医療機器総合機構(厚生労働省評価委員会)
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(経済産業省評価委員会)
- ✓ 奄美群島振興開発基金(財務省評価委員会・国土交通省評価委員会)
- ✓ 環境再生保全機構(環境省評価委員会)など 13法人(7評価委員会)

③ 財務状況、保有資産の管理・運用等に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 財務状況関係 3法人(2評価委員会)
- ✓ 保有資産の管理・運用等関係 3法人(2評価委員会)
- ✓ 関連法人への出資関係 3法人(3評価委員会)
- ✓ 給与水準・総人件費改革関係 14法人(7評価委員会)

5

3 意見の具体例

① 評定理由・根拠等が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

情報通信研究機構（総務省）

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：無線ネットワーク技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p> <p>評価項目：光量子通信技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p> <p>評価項目：バイオコミュニケーション技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：B評定(中期目標を概ね達成)</p> <p>評価項目：時空標準に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p>	<p>評価項目「無線ネットワーク技術に関する研究開発」、「光量子通信技術に関する研究開発」及び「時空標準に関する研究開発」については、平成19年度の評価結果では評価がA評定(中期目標を十分達成)とされ、「バイオコミュニケーション技術に関する研究開発」については、同評価結果では評価がB評定(中期目標を概ね達成)とされており、20年度の評価結果においてはこれらすべての評価がAA評定(中期目標を大幅に上回って達成)とされている。しかしながら、研究成果について様々な言及があるが、中期目標の達成状況については必ずしも十分に示されているとは考えられない。</p> <p>したがって、19年度評価においてA評定やB評定であったものを20年度の評価において最上級の評定とする説明が十分になされているとは言い難い。</p> <p>今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、中期目標の達成状況を踏まえた説明をすべきである。</p>

6

農畜産業振興機構（農林水産省）

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：肉用牛対策(※) 【評定：a(設定した指標が達成された)】</p> <p>厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対処するため、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金の的確な交付を目的に、四半期毎に基金造成必要額の報告を受け、所要の基金造成(計169億円)を行ったことは、設定した指標の「取り組みが十分であった」としてa評定とする。</p> <p>(※) 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。</p> <p>(参考) 評価指標 畜産に係る補助のうち肉用牛肥育経営安定事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成</p>	<p>肉用牛肥育経営安定事業については、本法人から交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行われるもので、価格低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付することを目的とするものであるが、補てん金の交付状況及び基金造成の所要額や基金保有額等を考慮した補助金等の交付必要額が明らかにされないまま、補助金等の交付先である公益法人において所要の基金造成が行われたことをもって、a評定(設定した指標が達成された(取り組みが十分であった))が付されており、根拠の説明が不十分である。また、本法人は、この事業のほかにも、交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行う同種の事業(以下「基金事業」という。)を実施しているが、これらの基金事業の評価においても同様の問題がみられる。</p> <p>今後の評価に当たっては、肉用牛肥育経営安定事業を含む基金事業(畜産関係業務の41基金(平成21年10月現在)、砂糖関係業務の4基金(平成20年12月現在))について、基金保有額を含む事業の実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業の有効性・適切性・効率性について検証を行い、その状況に応じて本法人が基金事業者に的確な指導を行うことなどを促すような評価を行うべきである。</p>

7

空港周辺整備機構(国土交通省)

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目: 民家防音工事補助事業 【評定: 4(優れた実施状況)】</p> <p>空調機器の更新工事単価及び調査単価の減額を行ったほか、競争入札制度を導入し、事業費の縮減が図られている。また、積算方法を簡略化し、事務手続きの迅速化・効率化を図り、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう努めている。</p> <p>他の特定飛行場と比較して、大阪では申請者からの委任が受けられなかったことから入札実施件数が少ない状況にあるものの、<u>全体としてみれば、整理合理化計画等に定められているこれらの取り組みを、20年度から速やかに実施しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</u></p>	<p>民家防音事業については、年度計画において、「業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。」「工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。」とされている。</p> <p>これに対し、空調機器の故障調査については、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して調査単価を約40%減額し、空調機器の更新工事単価についても、見直しを行い約20%減額した。このような取組を踏まえ、評価結果においては、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。」として4点(優れた実施状況)と評価されている。</p> <p>しかしながら、年度計画に記載されている事項が実施されていることからすれば着実な実施状況であることについての確認ができて、<u>優れた実施状況であることについての確認はできない。</u>また、単に年度計画に記載されている事項を実施したことにより各単価が大幅に減額されていることを踏まえれば、<u>減額前の設定単価が高すぎたためとも考えられるが、こうした点については言及されていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>単価の設定に関する事実関係なども踏まえ、評定を付す根拠をより明確にした上で、評価を行うべきである。</u></p>

② 勧告の方向性、既往の政府方針等における指摘事項に対する取組状況の評価が不十分な例

国際交流基金(外務省)

○ 受益者負担率の適切性の検証を促すような評価が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目: 日本語能力試験 【評定: S(中期計画の実施状況が当該年度において著しく順調)】</p> <p>受験者数、受験料収入とも大幅に増加した前年を上回る実績を達成している。規模の効率点を超え、経費、受益者負担率も適切と考えられ、海外日本語事業推進の象徴的事業となっており、中期計画の達成状況は極めて順調である。今後もさらに努力し成果を挙げることを期待する。</p>	<p>海外における日本語能力試験については、<u>本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)の「第2-2 受益者負担の適正化」において、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、経費の縮減を促進することとされたことを受け、受験料収入で賄えない現地試験実施経費を本法人が負担し、受験料収入の余剰金は本法人へ還元することとされており、平成20年度は約2.4億円が還元されているが、評価結果をみると、<u>受験料水準が適切であるかどうかについては明らかになっていない。</u></u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>本法人へ還元された現地余剰金について、受験者への還元の観点から受益者負担率の適切性の検証を促すような評価を行うべきである。</u></p>

日本学生支援機構(文部科学省)

○延滞状況ごとの回収実績の明確化、延滞抑制策等の効果分析、回収率の厳格な評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																								
<p>評価項目：返還金の確保等の状況 【 評定：A（中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている）】</p> <p>当年度分の回収率は、前年度から0.3ポイント向上し、返還金についても前年度を上回っており全体としては評価できるが、全体として回収率の向上は低調であるため、回収率の更なる向上に向けた取組が必要である。特に滞納分の回収率は年度により増減があるため、これらの要因の分析を更に進め、回収業務の外部委託の結果を参考にしつつ、回収率の更なる向上に向けた取組が必要がある。</p> <p>(参考)全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況</p> <table border="1" data-bbox="180 853 780 969"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体に係る回収率</td> <td>77.9%</td> <td>78.2%</td> <td>78.5%</td> <td>79.2%</td> <td>79.7%</td> </tr> <tr> <td>当年度分回収率</td> <td>92.4%</td> <td>93.0%</td> <td>93.3%</td> <td>93.7%</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>延滞分回収率</td> <td>14.4%</td> <td>14.6%</td> <td>13.8%</td> <td>14.2%</td> <td>14.2%</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	全体に係る回収率	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%	79.7%	当年度分回収率	92.4%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%	延滞分回収率	14.4%	14.6%	13.8%	14.2%	14.2%	<p>奨学金の回収に関しては、これまでも機構が債務者の住所(特に転居後の住所等)を確実に把握していない、電話による督促が効果的・厳格に実施されていないなどの問題点が指摘されてきたところであり、機構においては、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の報告を踏まえ、当年度分の奨学金の回収強化とともに、特に延滞分の奨学金の回収について抜本的強化を図ることとしている。しかしながら、上記のとおり平成20年度の当年度分回収率には若干の改善が図られているものの、延滞分回収率については改善が見られない。</p> <p>今後の評価に当たっては、延滞状況(当年度返還分、延滞3ヶ月未満、延滞3ヶ月以上1年未満、延滞1年以上8年未満、延滞8年以上等)ごとの回収実績について評価結果等で明らかにするとともに、上記有識者会議で取りまとめられた返還促進策、延滞状況に応じて実施する延滞抑制策・回収強化策による回収率向上の効果を把握分析した上で、全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況について厳格な評価を行うべきである。</p>
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																				
全体に係る回収率	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%	79.7%																				
当年度分回収率	92.4%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%																				
延滞分回収率	14.4%	14.6%	13.8%	14.2%	14.2%																				

10

大学入試センター(文部科学省)

○事業効果の明確化が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：インターネットを利用したハートシステムによる適切な大学進学情報の提供状況 【 評定：A（中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている）】</p> <p>ハートシステムや大学ガイダンスセミナーについては、参加者等の不満足の原因を分析し改善に役立てており、特にガイダンスセミナーでは高い満足度71.3%を得ている(満足度の指標70%は、平成13年度～16年度の平均数値58.8%を参考に目標として高めに設定した)。今後も、センターがなすべき役割を十分認識した上で、厳選した情報を提供するなど、利活用に向けて一層の知恵を出すことが望まれる。特にハートシステムについては、昨年度の総務省の2次評価の指摘を踏まえ、速やかに対策の検討に着手し改善方策をとりまとめたことは認められる。引き続き、更なる改善を求めたい。</p>	<p>インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利用件数が年々減少していることから、その効果を明確にさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、当該指摘を踏まえたハートシステムによる情報提供事業の効果については依然明らかにされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、その効果を明らかにさせた上で評価を行うべきである。</p>

11

農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)

○ 事務・事業の費用対効果や存廃の必要性を含めた評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																																				
<p>評価項目: 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授【評定: B(計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)]</p> <p>入学者の確保に関しては、様々な取り組みが行われていることは評価できるが、前年度に引き続き入学定員を充足できていない。入学者確保に向けたこれまでの取り組みの効果について分析するとともに、入学者確保に向けた一層の努力が必要である。教育方法・内容に関しては、本科において入学者の多様性を踏まえた充実したカリキュラムが設定されていること、農業者を対象とした専修科において農研機構の研究成果を活かしたコースが設定されていること、学生授業評価アンケートによる授業改善の取り組みがなされていること等、人材養成目的に即した教育課程が編成されており評価できる。20年度に実施したアンケートの結果等を反映した、より充実かつニーズに合致したカリキュラムが構成されることを期待する。卒業生の就農率(94.7%)が高いこと、新教育課程の卒業生の就農を支援するために、無料職業紹介室を開設したことは評価できる。今後は、関係機関と協力しながら、農業者大学の必要性や目的、農業の担い手育成業務に係る国民の理解増進を進め、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待する。</p> <p>(参考)入学者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="185 851 765 974"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員(A)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>入学者数(B)</td> <td>33</td> <td>39</td> <td>23</td> <td>31</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>充足率B/A(%)</td> <td>66</td> <td>78</td> <td>46</td> <td>62</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>77.5</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注1) 平成19年度は、新たな農業者大学の開学に向けた準備のため、入学者はいない。 (注2) 平成13～18年度までは、旧農業者大学本校本校の数値である。</small></p>	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	定員(A)	50	50	50	50	50	50	-	40	入学者数(B)	33	39	23	31	20	20	-	31	充足率B/A(%)	66	78	46	62	40	40	-	77.5	<p>本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が18年度まで常態化(この間の定員充足率は40%～78%)していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。</p> <p>これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。</p> <p>しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。</p>
年度	13	14	15	16	17	18	19	20																													
定員(A)	50	50	50	50	50	50	-	40																													
入学者数(B)	33	39	23	31	20	20	-	31																													
充足率B/A(%)	66	78	46	62	40	40	-	77.5																													

12

高齢・障害者雇用支援機構(厚生労働省)

○ 関連公益法人への業務委託について、契約方式の妥当性を含めた厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目: 総合評価</p> <p>各都道府県の雇用開発協会等への業務の委託については、平成22年度から競争性のある契約形態へ移行すべく、外部の学識経験者、事業主団体代表者からなる審査委員会を設け、競争性及び透明性の確保に向け努力するなど、着実に検討を進めていることは評価できる。今後も取組を引き続き的確に行うことを期待する。</p>	<p>社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態(公募)に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態(企画競争)に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性・透明性が確保されているとはいえないのではないかと指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。</p> <p>今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。</p>

13

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○目標未達成の要因分析と改善策を踏まえた厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備(医薬品) 【<u>評定:B(中期目標を概ね達成している。)</u>】</p> <p>新医薬品の審査承認事務処理期間12ヶ月の達成目標80%に対して達成率は70%、優先審査品目の審査事務処理期間6ヶ月の達成率50%に対して達成率33%と数値目標については下まわったが、評価の視点の体制整備の各細目については、すべて達成されていることを踏まえれば概ね計画を達成したと評価する。</p>	<p>本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、<u>目標達成に至っていない。</u></p> <p>本法人の21年度からの第2期中期計画においては、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標(23年度には、1年短縮)が設定されていること、<u>医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増(18年度審査人員112人を21年度までに236人増員)することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に</u>行っていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。</p>

石油天然ガス・金属鉱物資源機構(経済産業省)

○事業の進捗状況及び進捗率等の明確化が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:サービスの質の向上(資源備蓄) 【<u>評定:B(質・量の両面において概ね中期計画を達成)</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄コストの軽減、緊急事態への対応について準備が進められている。 ・ 石油備蓄基地操業に関する入札制度導入に向けた取組みと整理合理化計画の前倒し、アジア備蓄制度整備への支援、レアメタル備蓄の強化など全体としての取組みは高く評価できる。 ・ <u>国家石油ガス地下備蓄波方基地の建設に関して、<u>堅坑金属配管の錆対策等を実施したことにより、建設工事の完了年度を延ばさざるを得なくなった。</u></u> 以上を総合的に勘案しB評価とした。 <p>(参考)国家石油ガス備蓄基地の整備【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家石油ガス地下備蓄基地の建設において、湧水や堅坑金属配管の錆の発生に対応。 ・ 波方基地の建設に関して、堅坑金属配管の錆対策のため、<u>建設工事の完成時期を中期計画に示された平成22年度から24年度に延ばさざるを得なくなったことは事実。</u> ・ 他方、倉敷基地においては、大規模な高透水帯に遭遇したものの、大幅なレイアウト変更により工期延伸(4ヶ月)と工事費増(410億円)を最小限に抑えている。 	<p>地下備蓄方式の国家石油ガス備蓄基地(波方基地)の建設については、第2期中期目標に基づき作成した中期計画において平成22年度に完了予定とされていたが、堅坑金属配管の錆対策のため建設工事に遅れが生じており、その完了予定を24年度に延ばさざるを得ない状況となっている。</p> <p>本件については、昨年度(平成19年度)の年度評価意見において、「今後、中期目標等に掲げる目標と業務の実績との間に乖離が生じる場合においては、これらを踏まえて厳正に評価を行うべきである。」と指摘している。</p> <p>しかしながら、このことについて、貴委員会は、20年度の評価結果における「資源備蓄」の項目の中で、「<u>国家石油ガス地下備蓄波方基地の建設に関して、堅坑金属配管の錆対策等を実施したことにより、建設工事の完了年度を延ばさざるを得なくなった</u>」ことなどを総合的に勘案し評価しているが、<u>当該建設工事の20年度における工事実績は明らかにされているものの、工事全体における進捗状況及び進捗率等は明らかにされていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>当該建設工事の工事全体における進捗状況及び進捗率等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。</u></p>

奄美群島振興開発基金(財務省、国土交通省)

○貸付対象事業の実施状況の適正性の観点からの評価が必要

財務省評価委員会及び国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>(貸付事業の適切性に関し、特段の記載なし)</p> <p>(参考)融資業務に関する評価(評価項目、評定、評定理由の概要) ※評定については、財務省評価委員会/国土交通省評価委員会の順で記載</p> <p>○事務処理の迅速化【評定:A(順調)/4(優れた実施状況)】 ・案件の92.6%を標準処理期間内に処理(目標は8割以上) ・関係金融機関との情報交換(43回) ・中小企業信用情報データベースシステムの活用 等</p> <p>○適切な貸付条件の設定 【評定:A(順調)/3(着実な実施状況)】 ・融資メニューの特化・重点化 ・日本政策金融公庫の状況を踏まえた適切な金利設定 ・リスク区分に応じた段階的な金利設定 ・地元の融資需要についての意見の聴取・交換(12回) 等</p> <p>○利用者に対する情報提供(保証業務と共通事項) 【評定:A(順調)/3(着実な実施状況)】 ・ホームページでの迅速な情報提供、窓口への資料の備え付けの徹底、広報誌での広報 等</p> <p>○利用者ニーズの把握及び業務への反映(保証業務と共通事項)【評定:B(おおむね順調)/3(着実な実施状況)】 ・アンケート、資金説明会の実施 等</p>	<p>融資業務については、「平成19年度決算検査報告」(平成20年11月7日会計検査院から内閣あて送付)において、「貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかった」との指摘を受けているが、平成20年度の評価結果をみると、融資業務において、<u>貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、<u>貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。</u></p>

16

環境再生保全機構(環境省)

○法人における会計処理方法の検証状況を明確した上での評価が必要

環境省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:財務の状況 【評定:A(中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。)]</p> <p><u>公害健康被害補償業務の特定賦課金に係る破産更生債権の会計処理については、環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理するとはできないと判断する。</u></p> <p>(参考)当該破産更生債権は、昭和49年度以降毎年積み上がっており、平成20年度末には、26億7千万円になっているにもかかわらず、貸借対照表の資産の部に計上されている。</p>	<p>本法人の公害健康被害補償予防業務勘定においては、昨年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「本法人に対し、<u>会計処理について改めて検証した上で業務実績を報告させ、評価を行うべきである。</u>」との指摘を行っている。</p> <p>しかしながら、平成20年度の業務実績評価においては、会計処理方法についての「省令に基づき相手先が確定していない賦課金を収益計上してきていることを考慮すると、これを時効の概念により貸倒償却することは困難」との業務実績報告書の記述や、「環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理することはできない」との評価結果の記述が見られるものの、<u>法人がいかなる検証を行ったのかという事実を基に貴委員会が評価したのかは明確になっていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>法人における会計処理方法の検証の取組を明確にした上で評価を行うべきである。</u></p>

17

国立大学法人及び大学共同利用機関法人

○ 経営協議会の機能発揮状況を明らかにする観点からの評価が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果等	当委員会の二次評価意見
<p>○ 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要」(国立大学法人評価委員会)</p> <p>経営協議会については、ほとんどの法人において適切な審議が行われ、学外委員の意見を法人運営の改善に反映しているが、7法人(法人名略)において、<u>審議すべき事項が報告事項として扱われているなど適切な審議が行われていない。</u></p> <p>また、経営協議会の運営の工夫改善や学外委員による懇談会の活用等を通じて、<u>学外者の意見がより法人運営の改善に活用されることが期待される。</u></p> <p>○ 個別の法人に対する評価結果(90法人中)</p> <p>① 経営協議会学外委員の意見の積極的活用について「注目される」と評価 ……5法人</p> <p>② 運営の工夫・改善について「注目される」と評価 ……8法人</p> <p>③ 法定審議事項を報告事項として扱うなどの不適切な運営について「課題がある」と評価 ……7法人</p> <p>④ 前年度に不適切な運営を指摘した法人における改善の取組について「注目される」と評価 ……5法人</p> <p>(注) 結果の分類は、当委員会の検討に当たり便宜上行ったものである。</p>	<p>経営協議会については、議事要旨(議事録)及び学外委員の意見を法人運営に活用した具体例に関する資料等を基に、必要に応じてヒアリングでの追加確認を行いつつ、その運営の合規性や、学外委員の意見の法人運営への活用について評価を行っているが、<u>法人が提出した資料や評価結果からは、学外委員の意見をどのように法人運営に活用したのかが分かりにくい</u>ものもみられる。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>国民の幅広い意見を法人運営に適切に反映させる役割を持つ経営協議会の重要性にかんがみ、経営協議会が期待される役割を十分に発揮しているか明らかにする観点から、学外委員の意見の法人運営への一層の活用について、その情報の公表状況も踏まえ、評価を行うべきである。</u></p>

(参考1) 平成20年度の業務実績評価対象独立行政法人(101法人)

<p>【内閣府所管】4法人 国立公文書館 国民生活センター 北方領土問題対策協会 沖縄科学技術研究基盤整備機構</p> <p>【総務省所管】4法人 情報通信研究機構 統計センター 平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>【外務省所管】2法人 国際協力機構 国際交流基金</p> <p>【財務省所管】5法人 酒類総合研究所 造幣局 国立印刷局</p> <p>○ 通関情報処理センター 日本万国博覧会記念機構</p> <p>【文部科学省所管】25法人 国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館</p> <p>○ 国立国語研究所 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所</p>	<p>国立美術館 国立文化財機構 教員研修センター 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター</p> <p>○ メディア教育開発センター 日本原子力研究開発機構</p> <p>【厚生労働省所管】14法人 国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構 高齢・障害者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 雇用・能力開発機構 労働者健康福祉機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所</p>	<p>年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用</p> <p>【農林水産省所管】13法人 農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金</p> <p>【経済産業省所管】11法人 経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構</p>	<p>【国土交通省所管】20法人 土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 航海訓練所 海技教育機構 航空大学校 自動車検査 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構</p> <p>【環境省所管】2法人 国立環境研究所 環境再生保全機構</p> <p>【防衛省所管】1法人 駐留軍等労働者労務管理機構</p>
---	---	---	--

(注) ○印の法人は、平成20年度以降に廃止・民営化等された法人(平成21年10月1日現在)、法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略

(参考2) 府省評価委員会において厳しい評定が付されている例

法人名	評価項目	評定
勤労者退職金共済機構 (厚生労働省)	○予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善) 2-(3)-①累積欠損金の処理 〈業績〉 平成20年度においては、中退共事業において1,929億円、林退共事業において1.4億円の損失を計上。	【評定:C】(中期計画をやや下回っている。) (評定理由) 金融市場の状況など外生的な要因が大きく影響しているものであるが、累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たっての重要課題であり、機構は、今後とも引き続き、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努める必要があると考える。
日本貿易保険 (経済産業省)	○業務運営の効率化 〈業績〉 随意契約の見直しについて、件数ベースではやや改善が見られたものの、金額ベースでは小幅の改善に止まっている。	【評定:C】(質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。) (評定理由) 「独立行政法人整理合理化計画」等の政府の方針に照らし、依然として結果としての数字が高い水準にあることに鑑みれば厳しい評価を行うことが適当との判断をし、今年度評価はCとする。
中小企業基盤整備機構 (経済産業省)	○予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善) 〈業績〉 小規模企業共済勘定については、19年度や20年度の米国の金融危機を契機とする歴史的な金融市場の混乱の影響により、運用資産の約20%を占める委託運用資産が大幅に下落し、平成20年度の欠損金が3,152億円増加し、9,982億円となっている。	【評定:C】(質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。) (評定理由) 小規模企業共済勘定については、急激な資産運用環境の悪化の中で適切な対応を行ってきたが、結果的に同勘定の繰越欠損金が大幅に増加し、中期計画目標を達成できなかった。
奄美群島振興開発基金 (国土交通省)	○予算、収支計画及び資金計画 (1)財務内容の改善 ①保証業務 〈業績〉 リスク管理債権は、計画に比して1,225百万円増加して4,632百万円。また、リスク管理債権の回収率は、計画に比して4.4ポイント下回って3.8%となったほか、リスク管理債権の割合については、計画に比して17.1ポイント上回って46.7%となっている。	【評定:1】(着実な実施状況にあると認められない。) (評定理由) 依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、財務の健全化に努める必要がある。

20

(参考3) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は(中略)各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告を行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

政策評価・独立行政法人評価委員会委員名簿

(平成21年9月現在)

委員長	岡 繁之	住友商事代表取締役会長
【政策評価分科会】		
分科会長	金本 信樹 東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授	委員長代理 分科会副会長
委員	前井 真理子 東京大学先端科学技術研究センター教授	委員
	藤原 隆子 神奈川大学経済学部教授	
(略)		
【独立行政法人評価分科会】		
委員長	藤田 隆夫 日本公認会計士協会常務理事	委員長代理 分科会副会長
	黒田 裕子 東京大学大学院総合文化研究科教授	
	藤原 隆子 神奈川大学経済学部教授	
	藤田 公一朗 早稲田大学大学院公共経営研究科長	
	浅野 隆史 白鷺大学法学部教授	
	阿曾 元博 国際連合福祉大学国際医療福祉総合研究所教授	
	荒張 健 公認会計士	
	藤原 裕昭 黒田大学大学院公共経営研究科教授	
	梅原 良正 日本大学医学部常務教授	
	岡本 龍雄 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社経営政策推進室室長	
	横川 聡 大塚SGS海運責任監査法人総務代表社員(CEO)	
	河野 正男 中央大学経済学部教授	
	河村 小百合 独立行政法人評価研究所副所長	
	木村 琢磨 千鳥大学大学院専門法務研究科教授	
	黒川 行治 慶應義塾大学法学部教授	
	黒田 繁二 金沢工業大学学長、総長	
	鈴木 豊 青山学院大学大学院情報科学科プロフェッション研究科長	
	高木 佳子 井植士	
	田淵 篤子 独立行政法人研究センター研究員	
	玉井 亮哉 東京大学先端科学技術研究センター教授	
	野村 真由美 中央大学法学部教授	
	松田 真幸 学校法人独立法人本部ディレクター	
	宮本 幸治 東京電力ホールディングス代表取締役	
	山本 清 独立行政法人研究センター研究員 東京大学大学院経済学研究科教授	
	山谷 清志 同志社大学経済学部教授	



委員会審議



委員による現場視察

21

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

(全般について) 評価監視官 よこやま ひとし 横山 均

評価監視官 すがわら のぞむ 菅原 希

(契約について) 調査官 たかはししんや 高橋 慎弥

(諸手当及び法定外福利費について) 調査官 ひらの まこと 平野 誠

TEL : 03-5253-5444、5460

FAX : 03-5253-5443

E-mail : dokuhyouka@soumu.go.jp

平成 20 年度における厚生労働省所管独立行政法人の
業務の実績に関する評価の結果等についての意見（備考付）

(目次)	
1 所管法人共通（契約の適正化）	1
所管法人共通（諸手当及び法定外福利費の適切性確保）	1 1
2 国立健康・栄養研究所	1 5
3 高齢・障害者雇用支援機構	1 6
4 医薬品医療機器総合機構	1 7
5 年金・健康保健福祉施設整理機構	1 9

- 0 -

【 1 所管法人共通】

総務省政・独委意見	備考
<p>(契約の適正化)</p> <p>(1) 契約に係る規程類に関する評価結果</p> <p>契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成 19 年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）をも踏まえて評価することを求めている。</p> <p>貴委員会における平成 20 年度評価結果をみると、厚生労働省所管 14 法人の中で、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある 4 法人のうち 1 法人については、複数年契約に関する会計規程等における規定状況等について、「契約の規程類のうち未整備のものについては、平成 21 年度中に措置することが必要である」などの言及がなされている。</p> <p>しかしながら、3 法人については、表 4 - (1) のとおり、例えば、複数年契約に関する規定が会計規程等において明確に定められていないにもかかわらず、評価結果においては、明確な規定が設けられていないことについて、言及されていないなどの状況がみられた。</p> <p>例えば、独立行政法人は、国と異なり複数年契約を締結することが可能であるが、発注者の都合による契約期間中途の契約解除が困難であるため、事業環境の急激な変化により業務の変更や休止が生じたり、十分なサービスの質が確保できなかつたりした場合において、かえって契約の固定化による弊害を招くおそれもあることから、適正な運用を図るため、複数年契約を締結する場合の要件等をあらかじめ定めておくべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。</p> <p>今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</p>	<p>備考</p> <p>○ 表 4 - (1) の法人の未措置の状況については、次年度の評価において評価を行う必要がある。</p>

表4-1) 契約の規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
国立健康・栄養研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(言及なし) ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(言及なし)
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない(評価あり) ・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(評価あり) ・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(評価あり)
労働者健康福祉機構	<ul style="list-style-type: none"> ・公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(言及なし)
年金・健康保険福祉施設整理機構	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式、複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(不十分) ・企画競争を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(不十分)

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。
 2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。「評価あり」とは、府省評価委員会における評価が十分なもの、「不十分」とは、府省評価委員会における評価が十分とは言えないもの、「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、厚生労働省所管14法人のうち10法人においては、表4-2)のとおり、「随意契約審査委員会」などの組織を設置し、このうち1法人においては、外部の第三者を構成員とする組織を有しており、評価結果において、「外部の第三者から構成される契約審査委員会において、契約の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記のような組織を有しない4法人においても、表4-2)のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「契約部門・原課の体制強化等」などの措置が採られており、評価結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表4-2)のとおり、以下の①～④に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。(括弧内は、該当法人数)

- ① 審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)(3法人)
- ② 契約事務の一連のプロセス(7法人)
- ③ 執行・審査の担当者(機関)の相互けん制(6法人)
- ④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方(7法人)

今後の評価に当たっては、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

○ 第三者を構成員とする契約審査組織が少ないこと等から「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成される「契約監視委員会」が設置されることとなった。

表4-2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注2		既存体制の強化等 注4					評価結果 注5
	組織の名称 注3	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原注の体制強化等	次及代替の見直し等	その他	
国立健康・栄養研究所	会計事務監査	1	0	○				-
労働安全衛生総合研究所	-	0	0			○		①④
勤労者退職金共済機構	-	0	0	○				-
高齢・障害者雇用支援機構	入札・契約手続運営委員会	1	0	○			○	①②③④
福祉医療機構	契約審査会	1	0	○		○		①②③④
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	プロポーザル審査委員会	1	0		○			①
労働政策研究・研修機構	随意契約審査委員会	1	0	○				①②③④
雇用・能力開発機構	企画審査委員会（私の仕事館の管理・運営業務）、イメージキャラクター等の提案に係る総合評価審査会	2	2	○	○	○		①
労働者健康福祉機構	入札・契約手続運営委員会、随意契約審査会、設計事務所等選定委員会	4	0	○	○	○		①②③④
国立病院機構	抜打ち監査（監事）	1	0	○	○	○	○	①②③④
医薬品医療機器総合機構	-	0	0		○			③
医薬基礎研究所	高額機器仕様検討委員会	1	0	○		○		①
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	0	0	○	○	○		①②③④
年金積立金管理運用	契約審査会	1	0	○		○	○	①②③
合計 （厚生労働省所管）		14	2	11	6	8	3	①11 ②7 ③8 ④7
合計 （独立行政法人全体）		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
 2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者（理事長など）や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。
 3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。
 4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引き下げ等が含まれる。
 5 評価の視点等に示された、①審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対する

る報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進捗よく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗よく状況等に関して、厚生労働省所管4法人については、表4-1(3)のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた削減目標件数を既に達成しており、評価結果において、「随意契約見直し計画」の措置状況についても、平成20年度までに計画に掲げた競争性のある契約への移行が終了しており評価できる。」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

また、10法人の随意契約については、目標年度である平成22年度に向けて随意契約件数の削減に取り組んでいるところである。なお、これらの法人についても、「随意契約見直し計画」においては、一般競争入札等の割合を、平成22年度までに、金額ベースで18年度の60.8%から91%に、件数ベースで54.6%から87%に大幅な拡大を図ることとしているが、平成20年度における実施状況は件数ベースで77%、金額ベースで79.5%となっており、平成22年度までの見直し計画の達成に向け、一般競争入札等への移行を積極的に実施した。」などの評価がされている。

今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進捗よく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

○ 随意契約件数の削減の検証については、これまで契約総件数に対する競争性のない随意契約の割合が低減してきているか否かを中心に検証行ってきた。

次年度の評価においては、上記に加え、平成18年度に随意契約であった契約一つ一つについて、一般競争入札等への移行状況も検証することが求められている。

表4-3) 随意契約見直し計画の進捗状況 (単位：億円)

法人名	18年度		19年度		20年度		見直し目標		達成状況
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国立健康・栄養研究所	15	0.5	8	0.3	7	0.3	8	0.2	達成
労働安全衛生総合研究所	63	2.0	17	1.2	11	1.0	8	0.9	-
勤労者退職金共済機構	213	30.8	121	26.2	57	10.8	29	6	-
高齢・障害者雇用支援	333	102.2	241	94.1	125	81.2	34	6.7	-

機構										
福祉医療機構	54	27.5	26	18.9	14	10.4	6	0.5	-	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	36	2.3	29	1.3	28	1.2	28	1.2	達成	
労働政策研究・研修機構	69	4.1	53	2.9	34	2.1	20	1	-	
雇用・能力開発機構	6,295	662.5	6,125	651.4	731	74.5	441	56.1	-	
労働者健康福祉機構	2,693	782.3	1,394	496.2	629	169.4	418	87.3	-	
国立病院機構	3,600	536.0	2,534	394.0	1,662	304.0	1,528	268	-	
医薬品医療機器総合機構	89	18.4	62	15.3	49	13.9	22	11.5	-	
医薬基盤研究所	116	25.9	96	19.1	90	18.8	87	18.6	-	
年金・健康保険福祉施設整理機構	64	4.1	25	1.5	13	1.0	13	1	達成	
年金積立金管理運用	67	11.1	38	8.9	3	1.9	3	1.9	達成	
計	13,707	2,209.7	10,769	1,731.3	3,453	690.5	2,645	460.9		

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
2 平成20年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標件数を達成した法人については「達成」と記載した。なお、随意契約見直し計画の達成期限は、平成22年度末となっており、「達成」した法人以外についても、「随意契約見直し計画」の取組は行われており、評価も実施されている。
3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

(4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。厚生労働省所管14法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、「特定委託契約における再委託の承認・届出等を実施している」などの

措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

5法人については、表4-(4)-①のとおり、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとはいえない状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

また、1法人については、表4-(4)-②のとおり、随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)となっている案件があるものがあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしかできないことを理由として締結されているものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、随意契約理由との整合性に問題を生じるとも考えられ、また、関連公益法人等との取引等の透明化が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率(50%以上)となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表4-(4)-① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上で評価がされていない事項
国立健康・栄養研究所	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
労働安全衛生総	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置

○ 福祉医療機構が行っていた随意契約による委託契約で再委託割合が高率なものについては、平成20年度をもって廃止されているが、それをもって評価しないことは問題があるとして指摘されたものである。

○ 次年度の評価においては、表4-(4)-①の法人については、その指摘事項について検証を行う必要がある。

なお、再委託の割合が高率(50%以上)である契約を行った法人があれば、その適切性を評価する必要がある。

合研究所	条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
医薬基盤研究所	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
年金積立金管理運用	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 「平成 20 年度業務実績評価に関する調査 (契約の適正化) について」(平成 21 年 6 月 10 日政独委事務局) 等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載している。

表 4 - (4) - ② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
福祉医療機構	随意契約による委託契約の再委託割合が高率 (50%以上) で、かつ同一の相手先に継続して再委託が行われているものがある。

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続、又は再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率 (50%以上) となっている案件があるものや、一者応札で再委託割合が高率 (50%以上) となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載した。

3 該当契約は、平成20年度をもって廃止されている。

<p>(5) 一般競争入札における 1 者応札に関する評価結果</p> <p>一般競争入札における 1 者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について (依頼)」(平成 21 年 4 月 13 日及び 7 月 3 日総務省行政管理局事務連絡) により、1 者応札について改善方策を取りまとめ、平成 21 年 7 月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。</p> <p>一般競争入札における 1 者応札に関し、厚生労働省所管 2 法人については、評価結果において、「一者応札となった契約案件について業者等から意見聴取を行った上での改善方策の策定・公表等、個々の契約についても着実な取組がなされている」など一者応札となっている原因等の把握がなされた上で、この改善方策の妥当性等について言及がされている。</p> <p>しかしながら、12 法人については、評価結果において一者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。</p> <p>特に、表 4 - (5) のとおり、3 法人については、平成 20 年度における一般競争入札のうち 1 者応札となっている契約の占める割合が高率 (1 者応札率が 50%以上) であるが、うち 2 法人については、原因等について評価結果において言及されていない。また、10 法人については、19 年度に比べて 1 者応札割合が増加しているが、うち 8 法人については、原因等について評価結果において言及されていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1 者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。</p>	<p>○ 次年度の評価においては、各法人がウェブサイト上で公表した改善方策を検証する必要がある。</p> <p>また、1 者応札率が 50%以上である法人についてはその原因等を厳格に検証する必要がある。</p>
--	---

表4-（5） 一般競争入札に係る1者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1者応札率が50%以上となっている	1者応札件数割合が平成19年度より増加している	契約の状況(上段：件数(件)、下段：金額(億円))							評価結果	
				平成19年度の一般競争入札数(A)	平成19年度の一般競争入札における1者応札数(B)	平成19年度の一般競争入札における1者応札割合(C) (B÷A)	平成20年度の一般競争入札数(D)	平成20年度の一般競争入札における1者応札数(E)	平成20年度の一般競争入札における1者応札割合(F) (E÷D)	増減(E-B)		割合増減(F-C)
厚生労働省	国立健康・栄養研究所		○	20	7	35.0%	11	5	45.5%	-2	10.5%	
				0.5	0.2	40.0%	0.3	0.1	33.3%	-0.1	-6.7%	
	労働安全衛生総合研究所		○	63	41	65.1%	76	41	53.9%	0	-11.1%	
				5.9	4.4	74.6%	7.5	4.5	60.0%	0.1	-14.6%	
	勤労者退職金共済機構			42	6	14.3%	49	6	12.2%	0	-2.0%	
				4.9	2.3	46.9%	25.1	18.7	74.5%	16.4	27.6%	
	高齢・障害者雇用支援機構		○	148	64	43.2%	130	60	46.2%	-4	2.9%	
				16.2	5.8	35.8%	24.9	6.0	24.1%	0.2	-11.7%	
	福祉医療機構		○	40	4	10.0%	37	9	24.3%	5	14.3%	
				5.0	1.4	28.0%	15.8	6.5	41.1%	5.1	13.1%	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		○	0	0	0.0%	5	2	40.0%	2	40.0%	
				0	0	0.0%	1.0	0.1	6.8%	0.1	6.8%	
	労働政策研究・研修機構		○	69	14	20.3%	66	18	27.3%	4	7.0%	○
				6.1	0.8	13.1%	5.8	1.2	20.7%	0.4	7.6%	
	雇用・能力開発機構			1405	563	40.1%	1686	653	38.7%	90	-1.3%	
				116.9	50.6	43.3%	131.3	48.0	36.6%	-2.6	-6.7%	
労働者健康福祉機構		○	1975	1089	55.1%	2323	1300	56.0%	211	0.8%	○	
			428.7	142.5	33.2%	725.8	302.7	41.7%	160.2	8.5%		
国立病院機構			5712	1881	32.9%	6683	1987	29.7%	106	-3.2%		
			1581.0	430.0	27.2%	1878.0	294.0	15.7%	-136.0	-11.5%		
医薬品医療機器総合機構		○	59	25	42.4%	96	41	42.7%	16	0.3%		
			9.8	5.6	57.1%	11.4	7.1	62.3%	1.5	5.1%		
医薬基盤研究所		○	90	43	47.8%	132	65	49.2%	22	1.5%		

			11.0	6.0	54.5%	24.0	8.0	33.3%	2.0	-21.2%	
年金・健康保険福祉施設整理機構		○	64	7	10.9%	37	8	21.6%	1	10.7%	
			13.8	0.7	5.1%	20.7	0.8	3.9%	0.1	-1.2%	
年金積立金管理運用		○	7	1	14.3%	15	10	66.7%	9	52.4%	
			5.2	4.7	90.4%	6.4	6.3	98.4%	1.6	8.1%	
合計(厚生労働省)	3法人	10法人	9694	3745	38.6%	11346	4205	37.1%	460	-1.6%	
			2205.0	655.0	29.7%	2878.0	704.0	24.5%	49	-5.2%	
合計(独立行政法人全体)	33法人	57法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%	
			9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%	

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 一般競争入札において1者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記載した。

3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。

4 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

(諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

1 諸手当

(1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人101法人中、平成20年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が100を超えている51法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの(以下「国と異なる諸手当」という。)を設けている法人は、39法人(延べ76手当)となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17法人(延べ27手当)となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その

○ 意見文中で列挙している法人の諸手当について、政・独委として適切・不適切までの評価を行っていないが、各府省評価委員会が国と異なる独立行政法人の個々の諸手当について支給理由やその適切性を検証していないことを指摘されたものである。

○ 「給与水準に影響する諸手当」とは、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)の算定対象となる諸手当(超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除く手当)をいう。

適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項	法人名
俸給の特別調整	労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構
初任給調整手当	労働者健康福祉機構
扶養手当	医薬品医療機器総合機構
期末手当（期末特別手当）、勤勉手当	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、医薬品医療機器総合機構、年金・健康保険福祉施設整理機構
法人独自の諸手当	高齢・障害者雇用支援機構、労働者健康福祉機構、年金・健康保険福祉施設整理機構

(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性

独立行政法人101法人中、給与水準に影響しない諸手当で、国と異なる諸手当を設けている法人は、9法人（延べ12手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、20法人（延べ53手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当については、手当を支給する理由やその適切性が評価結果において明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項	法人名
国と異なる諸手当	超過勤務手当 労働政策研究・研修機構
法人独自の諸手当	高齢・障害者雇用支援機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構

○ 「対国家公務員指数が100を超えている51法人」のうち厚生労働省所管法人は、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所及び年金・健康保険福祉施設整理機構である。

○ 「給与水準に影響しない諸手当」とは、対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の算定対象とならない諸手当（超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当）をいう。

2 法定外福利費

独立行政法人101法人における法定外福利費の支出状況を見ると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成20年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「福利厚生費については、時間外勤務に伴う夜食の支給や保養所利用の補助等を実施していたが、平成20年度早々に廃止しており、必要な見直しが行われていると評価できる。今後とも、職員のモチベーションの維持に留意しつつ、適宜必要な見直しが行われることを期待する。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成20年8月4日総務省行政管理局長通知）においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
互助組織（※）に対する法人からの支出 ※法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構
文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構

○ 「2 法定外福利費」においては、「1 諸手当」と異なり、国において行っている法定外福利費であっても、国が支出をしていることをもって直ちにその適切性について評価しなくてよいことにはならないとの政・独委の判断の下、指摘されたものである。

○ 高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構及び労働者健康福祉機構においては、法人支出分は互助組織の管理経費等に使用しているが、互助組織への負担が労費折半であることから包括補助であるとして、互助組織が行う「文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出」及び「慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業」に法人からの支出があるとされた。

<p>慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>労働安全衛生総合研究所、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構</p>	
--	--	--

【2 独立行政法人国立健康・栄養研究所】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値429,528千円に対し20年度425,451千円（1.6%の減少（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。））となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。しかし、業務実績報告書においては、「平成17年度実績と比べ3%減と計画の範囲内で執行した。」とされており、これを前提として「総人件費については、基準となる17年度実績を3%下回っており、中期目標、中期計画による削減率（5年で5%、20年度は3%）を達成しているが、早期に目標を達成するため、更なる努力が求められる。」との評価を行っているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。</p>	<p>○ 総人件費改革の取組状況の検証は、公表値を基に検証すべきものであり、公表値に含まれない非常勤役員の人件費も含めた総人件費の削減状況だけをもってその取組を評価すべきではないとされた。</p>

【3 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態（公募）に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態（企画競争）に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性・透明性が確保されているとは言えないのではないかと指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。</p> <p>今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。</p>	<p>○ 委託業務については、随時競争性のある契約に移行することとしていたが、取組を加速し、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から一般競争入札（最低価格方式）に、23年度から委託方式を廃止することとしている。</p>

【4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、目標達成に至っていない。</p> <p>本法人の平成21年度からの第2期中期計画においては、ドラッグ・ラグ（欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態）2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標（23年度には、1年短縮）が設定されていること、医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増（18年度審査人員112人を21年度までに236人増員）することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。</p> <p>・ 本法人の医療機器の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医療機器について、審査事務処理期間12か月を90%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間9か月を70%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、75%、75%となっており、新医療機器全体の目標については達成に至っていない。</p> <p>本法人の平成21年度からの第2期中期計画においては、デバイス・ラグ（医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題）を25年度に解消（承認までの期間を19か月短縮）するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標（25年度には、7か月短縮）が設定されていること、医療機器審査の迅速化のため人員を3倍</p>	<p>○ 医薬品・医療機器の承認審査業務については、中期計画で数値目標（アウトカム指標）を定めており、その目標が未達成であるにもかかわらず、その検証が不十分であるとされた。</p>

<p>増（20年度35人を25年度までに69人増員）することとされていることなどにかんがみれば、医療機器の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善方策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。</p>	
--	--

【5 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証すべき」旨指摘している。</p> <p>本法人は、平成21年度末までに4%以上の削減を行うこととされており、これに対する取組状況は、法人の給与水準等公表における「総人件費改革の取組状況」のとおり、基準値である17年度36人に対して、取組開始から3年経過した20年度の人員数は8.3%増の39人となっており、削減の取組が順調に進ちよくしているとは言い難いが、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性についての検証がされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、平成17年度の基準値36人に対し、21年度末までに4%を削減するとの目標達成に向けた法人の取組について、その妥当性・適切性について厳格に評価すべきである。</p>	<p>○ 総人件費改革の取組状況の検証は、公表値設定時点は法人の業務本格化前であるとの理由があるにせよ、公表値は必要が認められれば修正することも可能なものであり、その修正が行われていない以上、公表値を基に検証すべきとされた。</p>